

にいまる いちはち  
**福島県建設業協会ビジョン2018**

～プライド 70th ふくしまを築く、守る、描く～

平成30年3月

一般社団法人 **福島県建設業協会**

# 福島県建設業協会スタンダード

## 私たちの使命

地域社会への貢献をモットーに、建設業界の健全な維持・発展向上を図り、公共の福祉増進に寄与することです。

## 私たちの合言葉（行動指針）

組織目標 ～明るく爽やかな職場～

運営目標 ～会員の皆さまの期待に応えるために～

- ①建設業の社会的使命を認識し、常に世間一般の目線に心がけます。
- ②会員の皆さまの相談、要望、意見には、誠実かつ迅速に対応します。
- ③常に創意工夫に心がけ、正しい情報を速やかに提供・共有します。
- ④「報・連・相」を徹底し、問題発生の未然防止、早期解決に努めます。
- ⑤適正な施設の維持管理・運営に努め、会員の皆さまの安全・安心を守ります。

# 会長あいさつ



一般社団法人福島県建設業協会

会長 小野 利 廣

2011年、私たち福島県民は、東日本大震災そして原子力発電所事故という、まさに危急存亡の秋<sup>とせき</sup>を体験しました。この悲惨な状況下での地域建設業の昼夜を問わない応急復旧活動や人命救助活動などが県民から評価され、2017年の福島県建設業審議会知事答申、そしてふくしま建設業振興プランに建設産業が危機管理産業として位置付けられました。

また、今年、一般社団法人福島県建設業協会は、福島県土建協会として創立されてから70周年を迎えました。復興需要の収束など県内建設業を取り巻く状況が大きく変化する中、節目となるこの年に記念事業の一つとして、「福島県建設業協会ビジョン2018 ～プライド 70th ふくしまを築く、守る、描く～」を策定しました。

柱の一つ目は「築く」です。自然災害とそれによって引き起こされる事故等の複合災害は今後も想定されます。今後も良質な社会インフラの整備を通して災害に強い県土をどう構築し、その担い手である建設産業をどう築いていくのかは重要な課題です。

二つ目は「守る」です。災害に遭った場合に地域住民の安全をどう確保し守っていくお手伝いができるのかを、地域の一員でもある私たち地域建設業はBCPに基づいて考え行動しなければなりません。また、地域の守り手として、増大する老朽化インフラの適切な管理にもしっかりと対応していかなければなりません。

そして三つ目は「描く」です。深刻化する人口減少社会への対応です。福島県は国内においてその進み方が急激だという予測がでており、少子高齢化は県内各地において地域づくりの面で大きな影を落としてきています。地方消滅が徐々に迫ってきている地域を今後どのようにしていったらよいのかは、原発避難区域の地域づくりと相まって大きな課題です。また、積雪地域の除雪など地域の安全を支えている地域建設業にとっても、従業員の高齢化と人口減少の問題は深刻であり、私たちも地域の一員として地域づくりへ参画し、地域の将来を描いていく必要があります。

この三つの柱で、私たちは協調して、県民と共に歩みを進めていく所存です。

一方で、私たちはともすれば建設産業としての視点を重視しがちです。これは危機の時にリスクとなってしまうことがあります。昨年度、福島県建設業産学官連携協議会が設立されましたので、このような会運営を通して、地域建設産業のあるべき姿を共に考えながら進んでいくことが必要であると考えております。

福島県建設業協会としましては、この70年、会員企業が共に様々な困難、危機、冬の時代といわれる時代を乗り越えてきました。私たちは、諸先輩方のこれまでのご努力にあらためて感謝をしながら、このビジョンをもってこれからの時代に対応して参ります。

終わりに、このビジョン策定に携わっていただいた方々に心から感謝の意を表して、挨拶とさせていただきます。

平成30年 3月

## 全体構成

### ビジョン

I	はじめに	1
II	県内建設業の現状と課題	9
	1. 現 状	9
	2. 課 題	14
III	目指すべき姿（方向性）	20
	1. 福島県建設業協会は、新生ふくしまの実現のため、県民と共に歩みます	20
	2. 5つの行動体系	21
IV	（行動1）会員企業の資質向上を図り、強靱で利便性の高い社会基盤を供給します	22
	1. 日々発展し多様化する社会ニーズに対応するために技術力を強化します	22
	2. 良質な建設サービスを提供するために経営力を強化します	23
V	（行動2）働きやすい職場環境を構築し、担い手の確保・育成を促進します	24
	1. 若者や女性が働きやすく、入職しやすい快適な職場環境をつくります	24
	2. 建設業で働く全ての人が、より一層の誇りを感じられる建設業界を築きます	26
VI	（行動3）維持管理分野の技術力を高め、地域の生活を支えます	27
	1. 産学官連携により、膨大なインフラを適切に維持管理できる仕組みを構築します	27
	2. 増大するインフラの維持管理・修繕に対応するため、メンテナンス技術者の育成に努めます	27
VII	（行動4）専門的な知識と技術を駆使し、地域の防災力強化に寄与します	29
	1. 地域密着の取り組みを強め、災害時に迅速で適切な対応を図ります	29
VIII	（行動5）情報を積極的に発信し、地域経済の発展と賑わいづくりに貢献します	31
	1. 建設業の魅力をわかりやすく発信します	31
	2. 地域づくり・まちづくりの取り組みに積極的に参加し、建設業の知識・経験を地域に還元します	32

### アクションプラン

	アクションプラン（行動計画）	33
--	----------------	----

### 資料編

	資料編目次	37
--	-------	----

## ビジョン

### I はじめに

#### (これまでの社会情勢と建設業界の動き)

我が国の社会インフラの整備は、昭和20年の終戦後、荒廃した国土を復興する戦後復興期を契機として本格的に進められました。昭和23年に建設省が設置され、その翌年に建設業法が制定されました。また、同年に全国建設業協会が発足し、建設業界では産業の近代化が叫ばれる中、支払いの滞り（金融難）、資材価格が高騰する時代でした。また、第一次ベビーブームにより人口が急増し、日本国内は第一次産業重視の政策が展開されました。

その後、戦後復興を成し遂げ、第二次産業（工業化）の進展や第二次ベビーブーム、東京オリンピック開催などを代表とする高度経済成長期に入りました。公共事業が増加する中、建設業界では昭和39年に建設業労働災害防止協会や建設業退職金共済組合が発足しました。また、建設業者数が増加する一方で、経営基盤が脆弱な業者の倒産件数も増加し、労務費や資材価格が高騰する時代でした。

数次にわたる国土計画の下に、社会情勢は安定成長期からバブル期にかけ、輸出産業を中心に経営環境は好転するも、労働環境の問題や企業体質の是正、独占禁止法に関する問題、事業量の減少に伴うダンピングの横行など、建設業界にとっては「冬の時代」でした。

平成3年にバブルが崩壊した以降は、長い不況の時代に入り、数次にわたって大型の公共事業補正が行われるなど、日本経済は約20年以上にわたり低迷しました。建設業界では、平成7年の阪神淡路大震災を契機に行政機関との災害応援協定の締結が増加し、同年に建設産業政策大綱が制定されました。また、その後も厳しい財政状況の下で公共事業費の削減が続き、平成21年に国が「コンクリートから人へ」の方針により、公共事業予算が大幅に削減されました。本県においては、平成18年の県知事汚職事件を機に指名競争入札方式が廃止され、一般競争入札方式が導入されるなどの入札制度改革があり、これまでの公共事業費の削減も相まって受注競争が激化し、多くの建設企業の経営環境は厳しさを増しました。

平成23年に東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故が発生し、行政と建設業界が一丸となって災害復旧や除染作業などに取り組んだことにより、平成27年度までの

集中復興期間においてはインフラの復旧がほぼ計画のとおり進捗しました。平成28年からは復興・創生期間に入り、引き続き早期の復興の実現を目指し、取り組んでいます。また、建設業界においても、他産業と同様に人口減少社会の到来による担い手の確保と育成、生産性の向上と処遇改善など働き方改革への対応が喫緊の課題となっています。

このように、社会情勢が変化する中においても、建設業界はそれぞれの時代の要請に応じて、求められる社会的役割を果たしてきました。

## （協会の歴史）

一般社団法人福島県建設業協会は、昭和23年2月17日に福島県土建協会として創立以来、平成30年2月17日を以て70周年を迎えました。この間、昭和24年8月30日に福島県建設業協会に改称、昭和27年8月30日に社団法人福島県建設業協会に法人化し、平成24年4月1日に国の公益法人改革に伴い、現在の一般社団法人に移行しました。

福島県土建協会の創立当初の目的は、戦後の荒廃した国土の復興及び公共の福祉を増進させるため、建設業の技術の研鑽や経営の合理化等の推進を図り、会員の地位の向上・発展に努めることとしていました。一般社団法人に移行後は、建設技術の研鑽や経営改善及び社会貢献等を推進して建設業界の健全なる発展・向上を図り、福島県内の産業の伸展や建設行政等に寄与することにより公共福祉の増進を図ることを目的に、今日まで幾多の試練を克服し努力を重ねてきました。

顧みますと、物資の乏しい中であつての度重なる台風等による災害復旧、生活基盤となる幹線道路網の整備、住宅の質の向上、河川・海岸・砂防事業等の保全に懸命に取り組み、社会的・経済的に大きな変革の中で、会員が一致協力して乗り越えてきました。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における厳しい状況下での災害対応は記憶に新しいところです。国内観測史上最大規模（M9.0）の巨大地震と想像を絶する巨大津波により、太平洋沿岸地域を中心に未曾有の大災害が発生し、さらに福島県では、安全・安心と言われてきた原子力発電所の事故に見舞われました。また、同年7月には会津地方の全域が新潟・福島豪雨災害に見舞われ、9月には台風15号が福島県を縦断し中通り地方を中心に甚大な被害をもたらすなど、福島県にとって、平成23年は県内全域で災害に見舞われた歴史的な一年となりました。

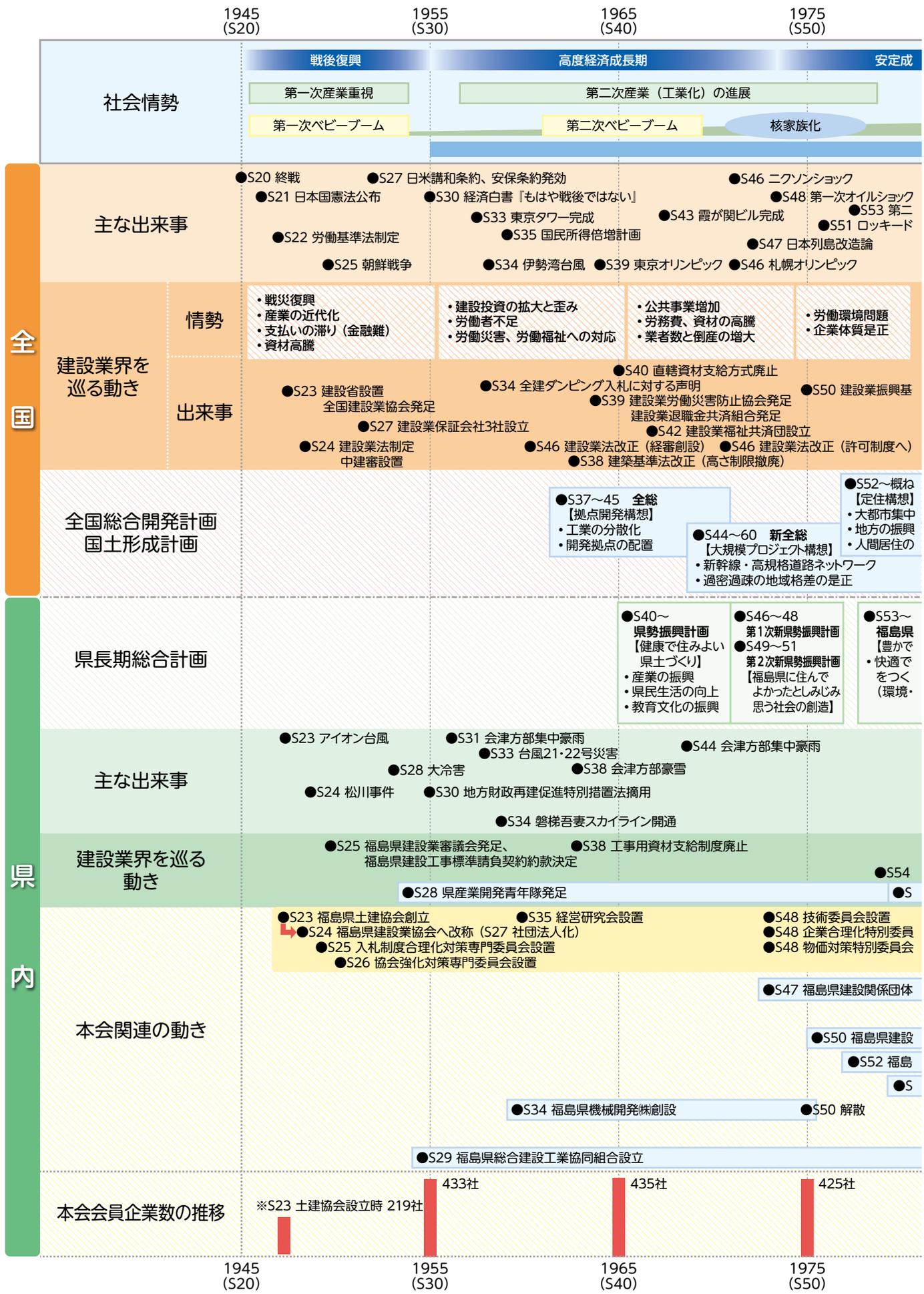
その際、私ども建設業者は、自ら被災していながらも、災害発生の直後から国や県

などの行政機関との災害時応援協定に基づき昼夜を問わず、ライフラインや交通確保のための応急復旧作業を行いました。特に会員企業は、人命救助活動をはじめ、行方不明者捜索、瓦礫処理に率先して協力しました。さらに被災者の生活再建のための応急仮設住宅や復興公営住宅の建設にスピード感を持って取り組みました。加えて、警戒区域内で防護服を着用しながらの行方不明者捜索や学校・児童施設などの除染作業にも取り組んできました。

このように、福島県建設業協会は70年の長きにわたり、県土づくりはもとより、県民の安全・安心な暮らしを守るための社会的使命を果たしながら、県内建設業界をリードしてきました。

# (建設業界を取り巻く社会情勢と福島県建設業協会の変遷)

ビジョン



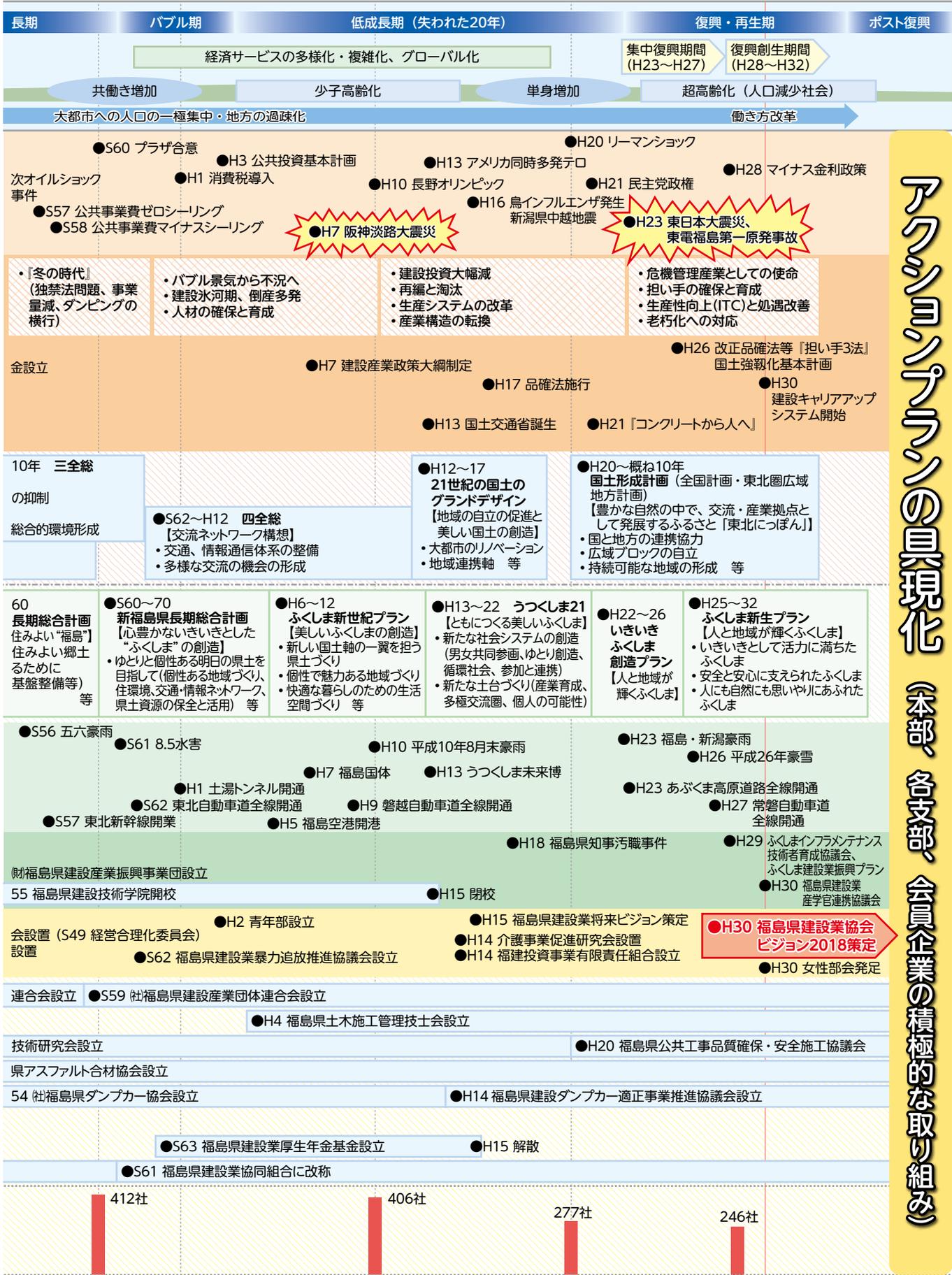
1985  
(S60)

1989  
(H1)

1998  
(H10)

2008  
(H20)

2018  
(H30)



**アクションプランの具現化**  
**(本部、各支部、会員企業の積極的な取り組み)**

ビジョン

## (ビジョンの概要)

### 1. 策定の背景と目的

平成15年5月に策定した「福島県建設業将来ビジョン」が15年経過し、建設業を取り巻く状況が大きく変化しました。福島県は、平成29年1月に福島県建設業審議会が「今後の県内建設業のあり方について」を福島県知事に答申しました。これを受けて、平成29年3月に「福島県建設業振興プラン」を策定しました。また、国土交通省は平成29年7月に「建設産業政策2017+10」、全国建設業協会は平成30年5月に「地域建設業将来展望」を策定しました。

当協会としても、ポスト復興を念頭に、地域建設業としての社会的役割を果たすべく5年後、10年後の在るべき方向性や将来像を示し、会員全体で共有するとともに、県民及び発注者に問いかけ、広く知ってもらうことが必要と考え、将来ビジョンを策定することとしました。

### 2. 策定の経緯

将来ビジョンの策定にあたっては、地域性に配慮しながら、次世代を担う経営者を中心に検討委員を選定し、平成28年7月に当協会の経営合理化委員会内に「建設業将来ビジョン検討ワーキンググループ」を設置しました。オブザーバーとして建設専門紙の福島建設工業新聞社様にも参画してもらいました。

合計6回にわたる検討ワーキンググループを開催し、このたび「福島県建設業協会ビジョン2018 ～プライド 70th ふくしまを築く、守る、描く～」をとりまとめました。

### 3. ビジョンの理念

「築く」「守る」「描く」をキーワードに、本県全域の持続的な発展に向けて、地域建設業としての知識・経験を活かしながら地方創生などの取り組みに寄与するとともに、より一層、地域の社会基盤を支えるべく危機管理産業として地域建設業の使命を果たします。

今後とも福島県建設業協会は、新生ふくしまの実現のため、県民と共に歩みます。

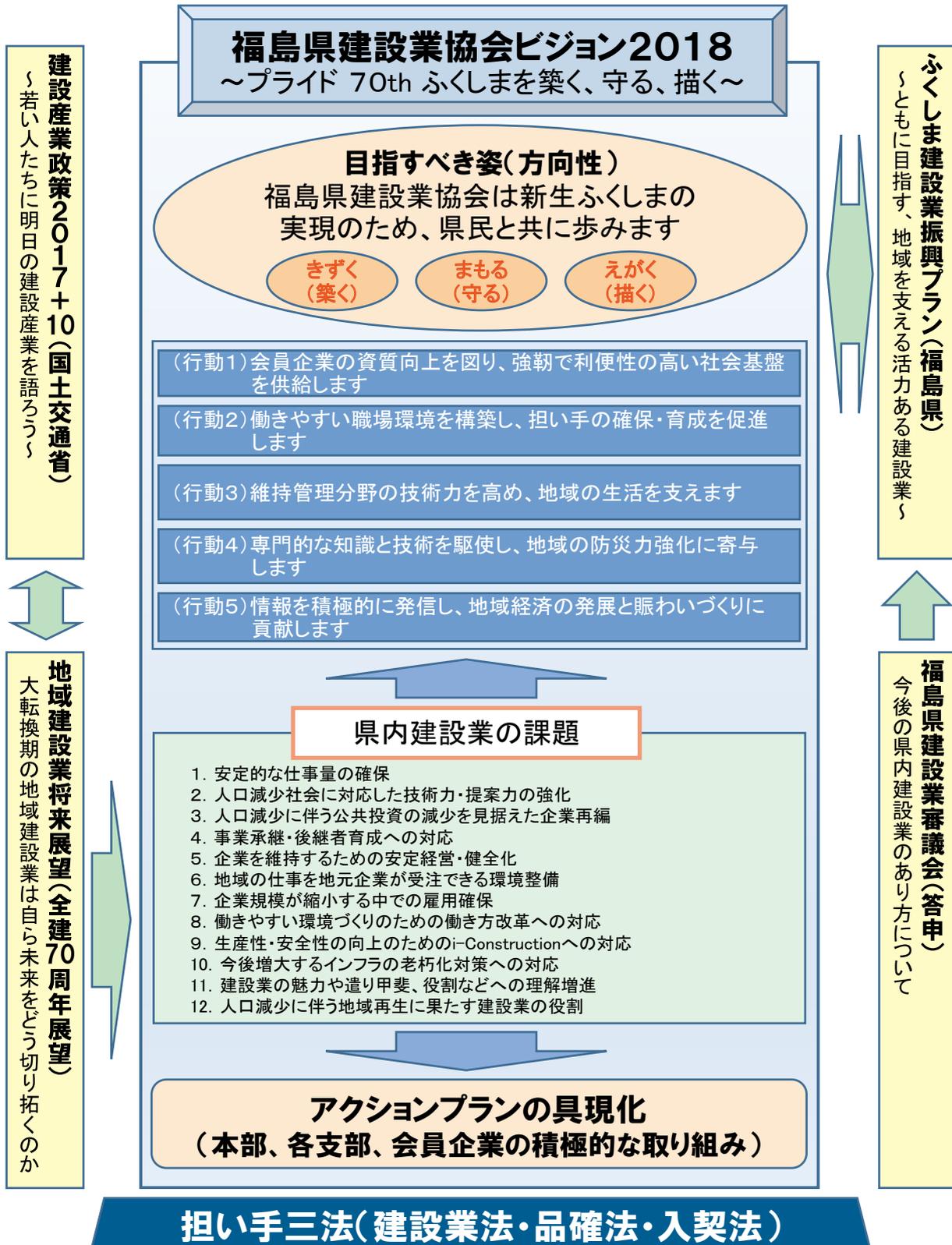
#### 4. 目標期間

- ① おおむね10年間（2018年～2027年）。
- ② 社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
- ③ 年度毎にPDCAサイクルで取り組み状況の検証・見直しを行い、次年度の事業計画に反映します。  
Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

#### 5. 今後の活用

- ① 様々な機会を捉えて、議会関係をはじめ関係行政、関係団体等へ示し、理解を深めていただきます。
- ② 各支部の具体的な取り組みにつなげます。
- ③ 会員企業自らの取り組みにつなげます。
- ④ 協会内の各種委員会・ワーキンググループなどにおいて、具体的な取り組みにつなげます。

## 6. 概念図



## Ⅱ 県内建設業の現状と課題

### 1. 現 状

建設業は、県民生活の基盤となる住宅をはじめ、道路や河川、港湾、鉄道、上下水道などのインフラ整備、経済・社会の発展の基礎となる工場や学校、病院等の施設建設など、豊かで潤いのある暮らしを支えるうえで、無くてはならない産業です。

特に、本県の建設業は、県内総生産及び全就業人口の約1割を占める基幹産業であり、地域経済の活性化や雇用の受け皿としても地域社会を支えるなど、県民生活に重要な役割を担っています。

現在の福島県は、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生に官民を挙げて取り組んでおり、復旧・復興工事については平成30年度前半にほぼ完了の見通しとなっています。今後は復興事業の収束に伴う仕事量の減少が懸念されるとともに、急速な人口減少による地域社会の維持や担い手確保、老朽化する社会インフラの増大への対応など、建設業は新たな社会環境の変化に直面しています。

このようなことから、県においては平成29年3月に「ふくしま建設業振興プラン」及び「福島県公共施設総合管理計画」を策定し、今後の建設業の振興策や長期的・計画的に社会インフラの更新・修繕等の考え方を示しています。

以下に「福島県建設業協会ビジョン2018」を策定するにあたり、県内建設業の現状を示します。

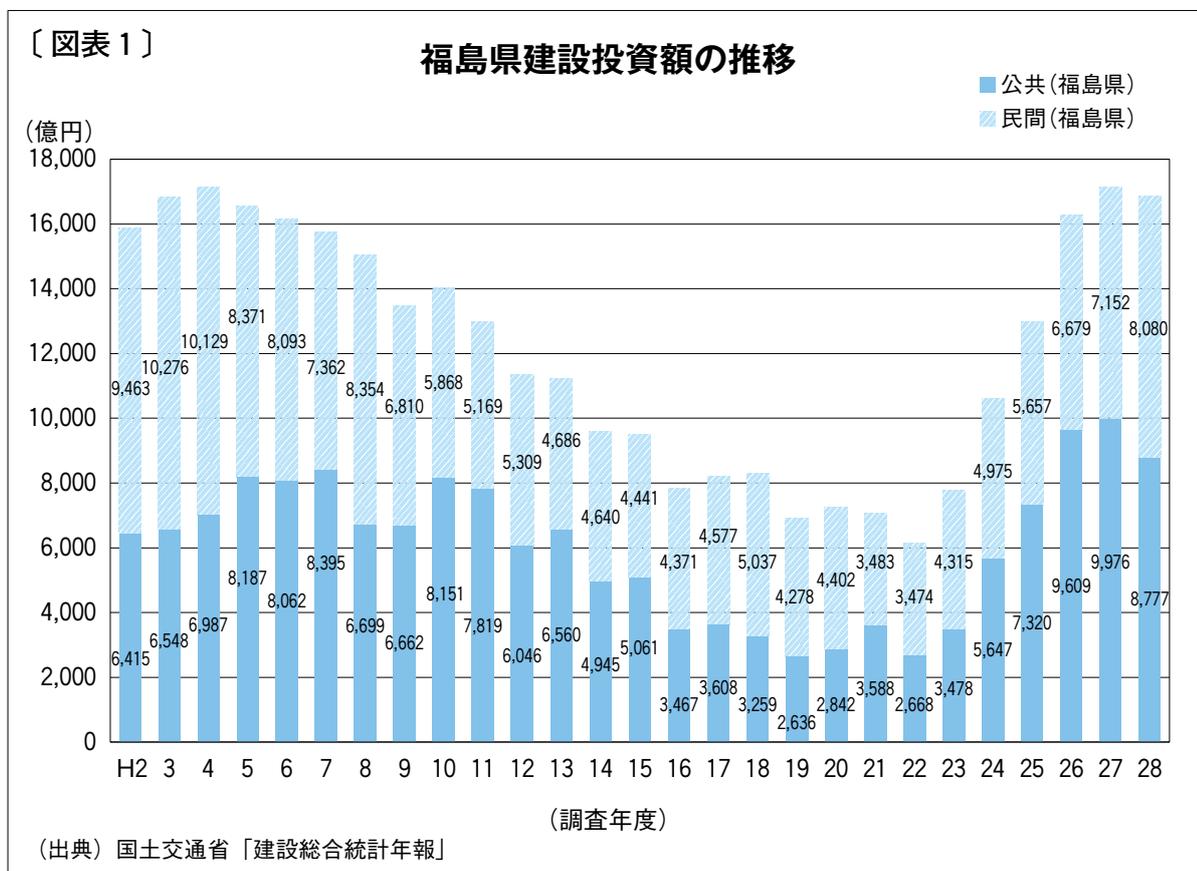
#### (1) 復興事業収束後の仕事量の減少に伴う将来不安

福島県の建設投資は、平成4年度の1兆7,116億円（公共6,987億円、民間10,129億円）をピークに減り続け、平成22年度には6,142億円（公共2,668億円、民間3,474億円）となり、ピーク時と比べ64.1%も減少（公共61.8%減少、民間65.7%減少）しましたが、近年は震災復興需要により増加に転じ、平成28年度には平成4年度と同程度の1兆6,857億円（公共8,777億円、民間8,080億円）まで回復しています。[図表1]

東日本大震災の復興需要により急激に増加した事業量は、復興・創生期間（平成28年度～平成32年度）は年々減少するも高水準で推移することが想定されますが、復興・創生期間後は震災前の水準まで戻ることが予測されています。

公共事業への依存度が高い県内の建設業においては、事業量の減少により受注競

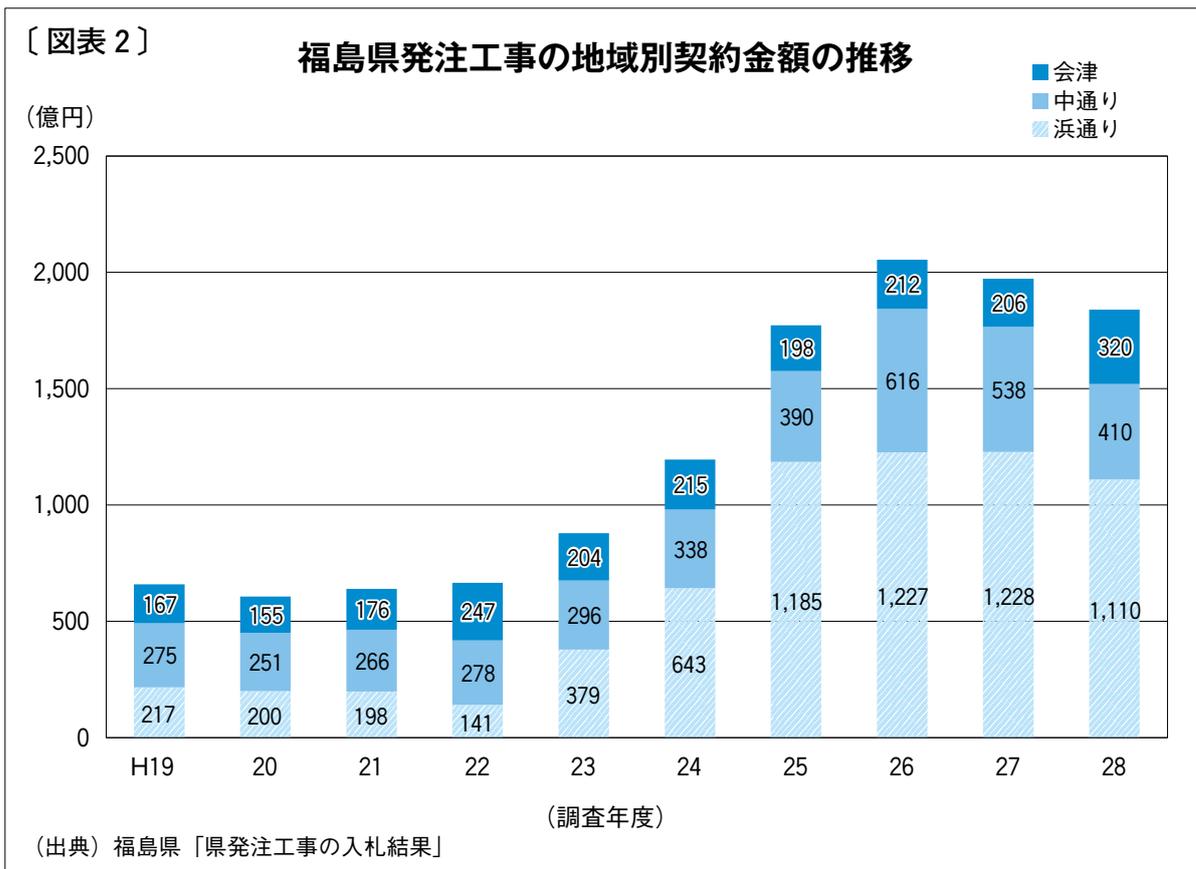
争が激しくなり、落札率の低下から利益率が減少することが予想され、経営環境の悪化が懸念されています。



(2) 受注量の地域間格差（二極化）

福島県が発表している東日本大震災の復旧状況によると、中通りと会津地域の復旧は平成27年度末までに全て完了しています。しかし、浜通りは平成29年12月末時点で完了率88%（着工率98%）と復旧が続いており、事業量全体で見ると二極化しています。このため、会津や中通り地域では公共事業の減少に伴い、既に低入札工事が発生するなど受注競争が激化しております。

平成28年度の福島県発注工事を地域別にみると、県全体で1,840億円のうち浜通りでは1,110億円、中通りは410億円、会津は320億円となっています。〔図表2〕



### (3) 受注できる業者とできない業者の企業間格差（顕在化）

現行の福島県の入札制度においては、総合評価方式における持ち点の固定化などにより、受注できる業者とできない業者の企業間格差が顕在化しており、除雪作業など地域の守り手でありながら、県発注工事を受注できない業者が存在しています。

特に、地域に密着した3千万円未満の工事を地元業者が安定的に受注するための環境が不十分であることや、特別簡易型において評価点が固定化していることにより受注に偏りがあります。

当協会では、入札制度設計の理念として、競争性・透明性・公平性の確保とともに、品質確保、適正利潤の確保など、建設業の振興を図ることを目的とした改正品確法の主旨を踏まえた検討・見直しについて粘り強く県に働きかけています。その結果、平成30年4月からインフラの維持管理等を担う地元企業の受注機会の確保を図るため、3千万円未満の一般土木及び舗装工事を対象として、地域貢献の評価に重点を置いた「地域密着型」の新設や、より地域性を配慮した加点などの改善がなされました。

#### (4) 低入札や失格など価格競争の激化

低入札は、スケールメリットが働く規模の大きな業者が有利となります。また、適正な価格で入札を行う者が工事を受注できない状況は、工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害し、建設業界全体の疲弊に繋がります。特に除雪や維持補修を担っている地域の守り手である中・小規模の業者にとって死活問題となっています。

低入札や失格など行き過ぎた価格競争に対しては、平成30年4月からダンピング防止対策の強化のため、総合評価方式の評価項目に「品質確保等の確実性」が追加され、低入札調査基準価格を上回った応札者に7点を加算する改善がなされました。

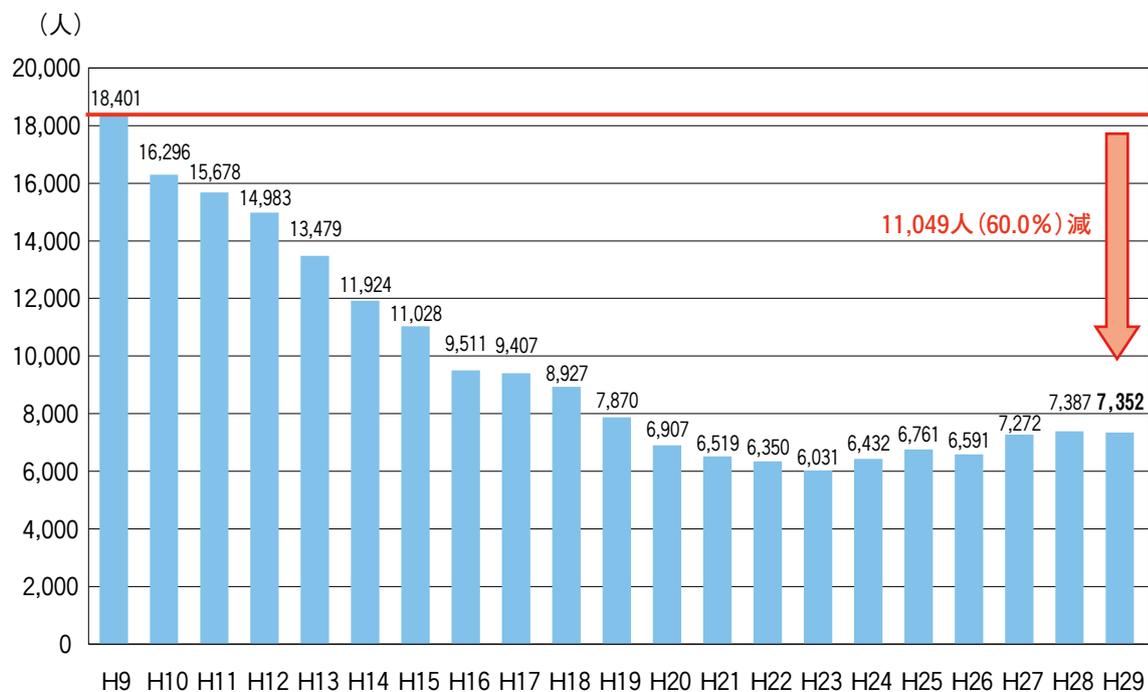
#### (5) 技術者・技能労働者の不足

会員企業の総従業員数は、平成29年度現在で7,352人とピーク時（平成9年）と比べ60%減少しています〔図表3〕。年齢別では55歳以上が3,043人（41.4%）と最も多く、29歳以下が990人（13.5%）となっています。

一方、職種別では「技術者」が3,483人（47.4%）と最も多く、次いで「技能者」が2,510人（34.1%）と、技術・技能者で全体の8割を超えています。〔図表4〕

〔図表3〕

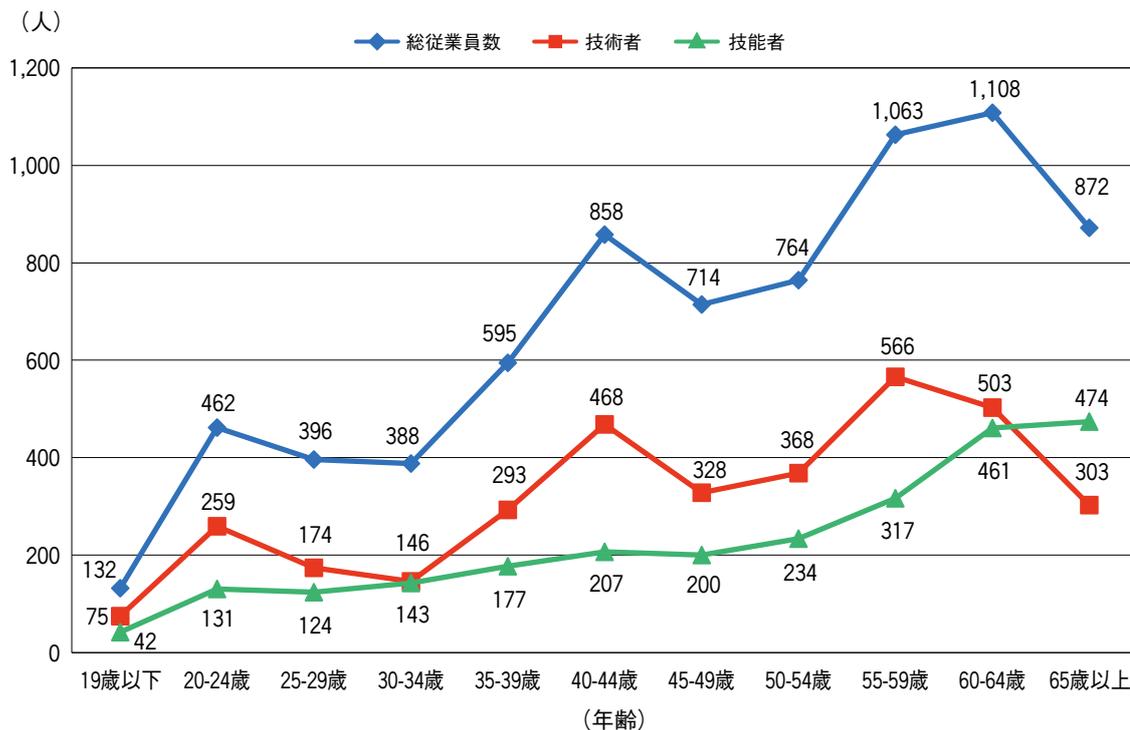
福島県建設業協会の総従業員数の推移



〔出典〕一般社団法人福島県建設業協会「会員実態調査結果概要報告」

〔図表4〕

福島県建設業協会の従業員年齢階層別の状況



(出典) 一般社団法人福島県建設業協会「会員実態調査結果概要報告」

このように高齢化が進んでいるため、今後の高齢者の大量退職により担い手不足が懸念され、特に技術者及び技能労働者の確保は喫緊の課題であり、早期に技術・技能の伝承・継承に取り組むことが求められています。

(6) 老朽化する社会インフラの増大

現在の公共インフラは老朽化が進んでおり、福島県管理の橋梁を例にすると、平成28年3月現在で4,317橋のうち、建設後50年以上経過した橋梁は全体の21.3%を占め、20年後には全体の70.9%にまで達します。この他にも、市町村が管理する橋梁は12,189橋あり、県内の社会インフラの老朽化は深刻な状況にあります。〔図表5〕

このことから、福島県及び県内市町村では「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的・計画的に社会インフラの更新・修繕等を行う方針を示しています。

〔図表5〕 福島県内の主な土木施設数（全管理者分）

施設名	単位	管 理 施 設 数					出 典
		計	内 訳				
			国	県	市町村	高 速	
道 路	km	39,153.1	492.6	5,619.2	32,647.2	394.1	道路統計年報2016（国土交通省）
橋 梁	橋	18,171	912	4,317	12,189	753	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議（東北地方整備局）
トンネル	箇所	241	35	154	25	27	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議（東北地方整備局）
道路附属物 (シェッド、歩道橋、門型標識等)	箇所	866	183	419	65	199	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議（東北地方整備局）
河 川	km	5,443.2	222.5	4,605.7	615.0	-	平成27年度国土交通白書（国土交通省）

(出典) 建設マネジメント技術 2018年2月号

### (7) 建設業に対する理解が不十分

建設業は、東日本大震災の発生直後から国や県などの行政機関との災害協定に基づき昼夜を問わず、ライフラインや交通確保のための応急復旧作業を行いました。特に会員企業においては、人命救助活動をはじめ、行方不明者捜索、瓦礫処理などにも率先して取り組みました。

しかしながら、災害対応では自衛隊や消防、警察等の活躍が多方面で紹介される一方、同様に被災現場の最前線で応急復旧等に取り組んだ建設業の紹介は少なく、建設業の活動や役割を十分に伝えられませんでした。

さらに、建設業の担い手確保にあたっては、建設業の魅力や遣り甲斐をより分かりやすく、効果的に情報発信することが求められています。

## 2. 課 題

ここでは、前述した建設業の現状を踏まえ、地域建設業である会員企業の5年後、10年後の在るべき方向性や将来像を考える上での課題を示します。

復興事業収束後においても建設業には、引き続き、地域の安全・安心の確保や産業・経済活動等を支える県土づくりに貢献することが求められています。特に、福島県内に占める過疎・中山間地域は、県の面積の約8割、人口の約3割、51市町村が該当しております。この過疎・中山間地域の振興を図ることは、本県の大きな課題となっています。このため、地域建設業はそれぞれの地域の雇用確保はもとより、様々な地域活動を牽引し、地域コミュニティの維持・発展に寄与しており、今後、地域再生に貢献する上で、重要な基幹産業であることから、以下のような課題に適切に対応しながら

ら、それぞれの企業が健全で安定的に経営・維持する必要があります。

また、人口減少社会が本格的に到来し、とりわけ過疎・中山間地域で生産年齢人口の減少が深刻化を増しています。今後、持続的に成長するには、働き手の減少の影響を上回る生産性の向上を図り、県内経済の潜在成長力を高める必要があります。建設産業においても、経営環境が好転している今こそ、将来を見据えて産業全体の力を高める好機であり、生産性革命や人づくり革命に取り組む必要があります。

### (1) 安定的な仕事量の確保

地震、台風、集中豪雨などの自然災害の被害が頻発する中で、住民の生命・財産を守り、安定した生活を営む上で、公共インフラの整備などの土木の仕事は永遠に必要であります。また、現在の公共インフラは老朽化が進み、15年後には県内の橋梁のうち、建設後50年を経過するものが6割を超える状況になると指摘されています。

今後、政府が提唱する国土強靱化基本計画を着実に推進し、地域の持続的発展を実現するためには、現在の公共インフラの長寿命化を図るとともに適正なインフラ整備・管理を進めていかなければなりません。福島県では、財政制約がある中においても、平成29年3月に策定した「福島県公共施設総合管理計画」に基づき、安定的・恒常的な公共事業予算を確保する必要があります。

### (2) 人口減少社会に対応した技術力・提案力の強化

急速な人口減少は、我が国や地域社会の存立にかかわる深刻な問題です。今後、少子化対策や生産性の向上など社会・経済自体の変革に取り組むことが課題となっています。

建設業においても、日々発展し多様化する社会ニーズに対応するため、ものづくりの原点である技術力の向上や新技術・新工法等の活用に努めるとともに、今まで培った技術・技能を後世に伝承・継承するための人材確保・育成が重要となっています。また、超高齢社会の到来を控え、社会インフラや住環境などのあり方自体が変化することが予想されますので、その変化を的確に捉えた提案力の強化に取り組む必要があります。

### (3) 人口減少に伴う公共投資の減少を見据えた企業再編

急速な人口減少に伴い、今後の建設投資は公共事業を中心に減少することが予想

されています。県内建設業は、公共投資への依存度が高く、経営に与える影響は大きいものと考えられます。特に、中山間地域では、民間投資が期待できる都市部よりも影響は大きく、今後の公共投資の減少を見据えた企業再編が課題となっています。

このような受注環境の変化に対応するために経営資源の選択と集中を行い、経営の効率を高める必要があります。その一つとして、企業を統合する合併や他企業との協業化などの企業再編に取り組む必要があります。

#### (4) 事業承継・後継者育成への対応

事業を安定的かつ継続的に推進するための方策の一つに事業承継対策が挙げられます。最近では、経営者の高齢化が進行する一方で、後継者確保が困難な状況になっています。また、事業承継がうまく行かず、会社の業績が悪化することも考えられます。

このようなことから、経営の要である経営者を誰に引き継ぐかを事前に人選し、後継者にふさわしい人材に育てることが課題です。特に、事業承継する後継者には、必要な能力を身に付けるための教育と様々な経験に多くの時間を要するため、早期に取り組む必要があります。

#### (5) 企業を維持するための安定経営・健全化

健全で安定した企業経営を継続するためには、人材育成や技術力の向上などに取り組むことが必要不可欠です。優秀な人材と高い技術力は、良質な建設サービスの提供を可能とし、安定した受注機会の確保に繋がります。安定受注は適正な利益を創出し、納税や機械保持、人材の確保・育成、技術開発のための投資などが可能となります。このことにより競争力を高め、企業を維持するための安定経営・健全化を図ることができ、更なる安定受注に繋がります。このような好循環を確保することが必要です。

#### (6) 地域の仕事を地元企業が受注できる環境整備

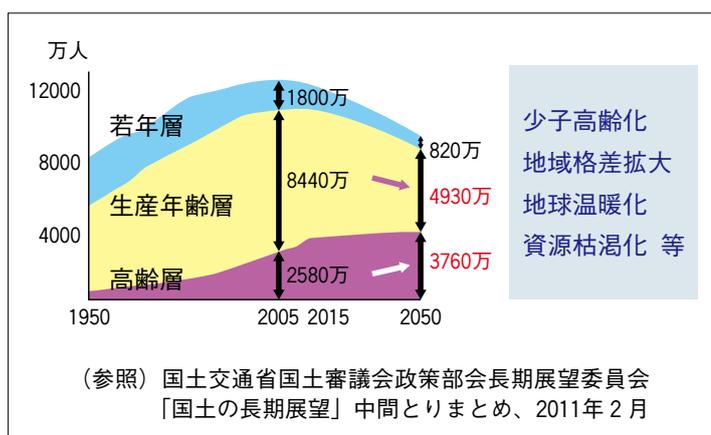
福島県における現行の入札制度の下で、受注できる業者とできない業者の企業間格差が顕在化しています。地域の守り手である地元企業の受注が少なくなり、地域建設業が弱体化、疲弊すれば、除雪や災害対応等が困難となり、地域の安全・安心が確保できなくなる恐れが生じます。そうなれば行政の責務として、管理者による

新たな対応が必要となります。

このため、地域建設業にとって重要な受注となる3千万円未満の工事を地元企業が安定的に受注できる環境整備が必要であります。そのためには、持ち点が固定化し、受注者に片寄りが生じている総合評価方式の特別簡易型ではなく、この領域の工事に限定して、指名基準の透明化と客観性を確保した上で、手持ち工事量、施工能力、施工体制を考慮した指名競争入札方式の一部導入に取り組む必要があります。

### (7) 企業規模が縮小する中での雇用確保

少子高齢化に伴う労働人口の減少が急速に進展するとともに、人口減少に伴う公共投資の減少も予測され、時代の変化や経済情勢の変化が激しい時代が到来することが予想されます。変化が激しい状況においては、大きな企業ほどその時



代の変化に対応するのが難しくなるとともに、好景気に乗じて事業を拡大した企業ほど事業を維持できずに衰退するケースは少なくありません。

今後は、規模を追求しなくしても勝ち残れるような企業への脱却が求められており、その中で建設業の将来を託せる優秀な人材を確保する必要があります。

### (8) 働きやすい環境づくりのための働き方改革への対応

政府においては、少子高齢化を背景に労働力が減少する中で、日本経済の再生に向けた「働き方改革実現会議」を開催し、建設業における長時間労働の是正を含めた「働き方改革実行計画」を平成29年3月に策定しています。

実行計画では、建設業について、5年の猶予と災害復旧・復興の特例的な扱いは設けつつも、時間外労働に関する罰則付き上限規制の一般則を適用することとしています。また、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、当協会としても発注者を含む関係者間での協議を重ね、時間外労働規制等の適用に向けた環境整備を進める必要があります。

## (9) 生産性・安全性の向上のためのi-Constructionへの対応

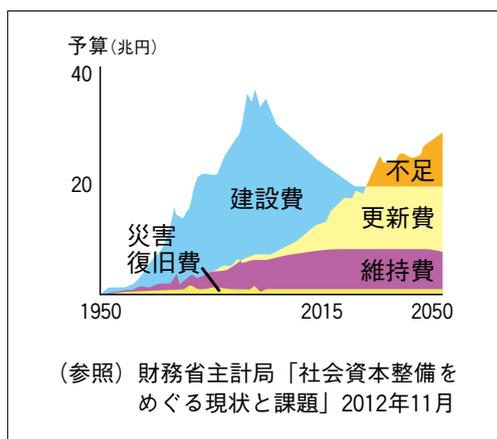
国土交通省においては、平成28年から建設現場の生産性や安全性を向上させるため、i-Constructionの本格的な取り組みを始めており、福島県でも平成29年度から導入されています。調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用することや、設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、生産性向上を目指す必要があります。これにより、限られた人材の効率的活用、施工時期の平準化、年間を通した工事量の安定化などが可能となります。

今後の魅力ある建設現場の構築を推進するためにも、情報化施工などに的確に対応する必要があります。

## (10) 今後増大するインフラの老朽化対策への対応

今後増大するインフラの維持管理などの老朽化対策が大きな課題であり、技術やノウハウの蓄積による受注体制の強化が求められています。一方、維持管理では、各施設・設備や現場環境をよく理解し、緊急時に迅速に対応できる地域の建設企業が強みとなります。

このことから、地域建設業が維持管理分野において効率的・効果的に業務を実施するための準備を早急に進める必要があります。また、人口減少社会の到来、本格的な維持更新時代を迎えるにあたって、限られた財政制約とマンパワーの下での、これまでとは異なる視点や方向性（公共事業のあり方、住民・受発注者の役割分担、地域との関わり方、公共調達方法など）の観点から住民サービスの向上に対応することが求められています。



## (11) 建設業の魅力や遣り甲斐、役割などへの理解増進

建設業の主要な役割の一つが「日々の暮らしに欠かせない道路や橋など（社会資本）をつくる」ことです。経済を活性化し、人々の安全・安心な暮らしを確保するため、地域から待ち望まれている社会資本の整備に貢献しています。

二つ目の役割は「人々の営みに欠かせない建物をたてる」ことです。最先端の建設技術を集結した高層ビル、伝統に裏打ちされた木造住宅など、建設業界が長年培ってきた知恵と技術で人々の暮らしを支えています。

三つ目の役割は「地域の安全・安心をまもる」ことです。地域に密着した建設企業は、自然災害が発生したら被災地に一番乗りして応急復旧に当たります。

今後の社会資本整備を円滑に進めることや将来の担い手を確保するためにも、県民の皆様は、建設業がこのような重要な役割を担い、魅力や遣り甲斐のある仕事（産業）であることを知ってもらう必要があります。

## (12) 人口減少に伴う地域再生に果たす建設業の役割

福島県においては、県の面積の約8割、人口の約3割を占め、51市町村が該当する過疎・中山間地域の振興をいかに図るかが大きな課題となっています。人口減少社会にあって、より深刻な過疎・中山間地域においてはコミュニティの維持は元より除雪体制などが構築できなくなり、場合によっては消滅することが危惧されています。

このような状況の中、地域建設業はそれぞれの地域の雇用の受け皿となり、様々な地域活動を牽引し、地域コミュニティの維持・発展に寄与していることから、今後も地域再生に貢献するため、それぞれの建設企業が健全で安定的に経営・維持する必要があります。

## Ⅲ 目指すべき姿（方向性）

### 1. 福島県建設業協会は、新生ふくしまの実現のため、県民と共に歩みます

一般社団法人福島県建設業協会は、大震災以降も、災害対応から社会基盤・拠点施設整備、除染等に取り組んできました。引き続き、被災地の復興・再生の実現に向けて、協会一丸となって全力で取り組んでいきます。

また、「築く」「守る」「描く」をキーワードに、本県全域の持続的な発展に向けて、地方創生などの取り組みに寄与するとともに、より一層、地域の社会基盤を支えるべく危機管理産業として地域建設業の使命を果たします。

加えて、今後の担い手不足を始めとする働き方改革に対応するため、若年者や女性の入職促進、処遇改善など様々な課題に積極的に取り組み、従業員一人一人が希望と誇りを持って働ける業界を目指すとともに、地域の守り手である会員企業の安定受注に努めます。

さらに一般社団法人福島県建設業協会は、平成30年度に創立70周年を迎えるのを契機として、引き続き、さらなる技術力の向上や経営の安定に努め、建設業が地域づくりへの参画などの社会貢献を通して、地域の皆様から信頼を得られ、身近な存在となるよう、新生ふくしまの実現のため、より一層、活動的に県民と共に歩みます。

#### (1) きづく（築く）

技術力と経営力の強化に努めるとともに、担い手確保・育成、処遇改善等に取り組み、豊かで活力あふれる県土づくりに貢献し、魅力ある建設業を目指します。

#### (2) まもる（守る）

今後増大する社会資本の維持管理・更新などの再構築に適切に対応し、地域の安全・安心（生命・財産）を守る危機管理産業として社会的な責務を果たします。

#### (3) えがく（描く）

本県における人口減少、高齢化、過疎・中山間地域の再生に対応するため、建設業が持つ匠の技を活かして、それぞれの地域の歴史や伝統文化を尊重しながら、社会貢献活動や地域づくり活動、地産地消等に積極的に取り組み、地域の社会・経済に貢献することにより、魅力と誇りあるふくしまの創造に参画します。

この方向性を踏まえ、以下に具体的な行動体系を示します。

## 2. 5つの行動体系

（行動1）会員企業の資質向上を図り、強靱で利便性の高い社会基盤を供給します		
キーワード	目的	目 標
きずく (築く)	社会ニーズへの対応	1. 日々発展し多様化する社会ニーズに対応するために技術力を強化します
		(1) 技術力の向上
		(2) 技術力の伝承・継承
		(3) 新技術・新工法等の活用
	良質なサービス提供	2. 良質な建設サービスを提供するために経営力を強化します
		(1) 経営改善
(2) 生産性の向上		
(3) 合併・協業化の支援		
		(4) 経営的な支援を行うため、協会組織の強化
（行動2）働きやすい職場環境を構築し、担い手の確保・育成を促進します		
キーワード	目的	目 標
きずく (築く)	建設業への入職促進	1. 若者や女性が働きやすく、入職しやすい快適な職場環境をつくります
		(1) 建設業への関心の向上
		(2) 建設業への入職意識の向上
		(3) 建設業での女性活躍推進
		(4) 学校との連携
		(5) 安全対策
	従業員の働き方改革	2. 建設業で働く全ての人々が、より一層の誇りを感じられる建設業界を築きます
		(1) 従業員の処遇改善
		(2) 人材育成
（行動3）維持管理分野の技術力を高め、地域の生活を支えます		
キーワード	目的	目 標
まもる (守る)	インフラの適切な維持	1. 産学官連携により、膨大なインフラを適切に維持管理できる仕組みを構築します
		(1) CMやPPP・PFIなどの官民連携
		(2) 企業間の連携
		2. 増大するインフラの維持管理・修繕に対応するため、メンテナンス技術者の育成に努めます
		(1) 施工能力の強化
		(2) 効率的な維持管理
（行動4）専門的な知識と技術を駆使し、地域の防災力強化に寄与します		
キーワード	目的	目 標
まもる (守る)	地域の安全・安心の確保	1. 地域密着の取り組みを強め、災害時に迅速で適切な対応を図ります
		(1) 災害時の対応
		(2) 行政機関との連携
		(3) インフラのまち医者
（行動5）情報を積極的に発信し、地域経済の発展と賑わいづくりに貢献します		
キーワード	目的	目 標
えがく (描く)	建設業の魅力発信	1. 建設業の魅力をわかりやすく発信します
		(1) 建設業の使命
		(2) 建設業の広報戦略
	地域への参画	2. 地域・まちづくりの取り組みに積極的に参加し、建設業の知識・経験を地域に還元します
		(1) 官民や他業種との連携
		(2) 社会貢献活動や地域活性化
(3) 人口減少社会への対応		

## Ⅳ（行動１）会員企業の資質向上を図り、強靱で 利便性の高い社会基盤を供給します

### 1. 日々発展し多様化する社会ニーズに対応するために技術力を強化します

#### (1) 技術力の向上

##### 【主な取り組み】

- ① 会員と員外企業の差別化を図るため、技術講習会・研修会を開催します。
- ② 今後必要となる技術や資格取得に関する情報の収集・提供を行います。
- ③ 技術力向上に関する検討を行うため、技術委員会を開催します。
- ④ 技術力を向上するため、受発注者合同研修会を開催します。

#### (2) 技術力の伝承・継承

##### 【主な取り組み】

- ① 基礎的な技術力を身に付けるため、若手技術者向け講習会・研修会を開催します。
- ② 経験年数に応じたスキルアップのため、段階的な教育訓練を支援します。
- ③ 今まで培った様々な技術伝承のため、ベテランと新人がペアを組む親子制度を実施します。

#### (3) 新技術・新工法等の活用

##### 【主な取り組み】

- ① 建設現場の生産性や安全性を向上させるため、ICT講習会を開催します。
- ② 日々進化する技術や工法等を積極的に活用するため、新技術・新工法説明会を開催します。
- ③ 多様化する社会ニーズに的確に対応するため、新技術・新工法に関する情報の収集・提供を行います。

#### (4) 技術開発への投資

##### 【主な取り組み】

- ① 技術開発に向けた投資を促進するため、健全な安定経営・適正な利益確保に関する事業を実施します。
- ② 技術開発に向けた投資を促進するため、融資制度に関する情報を提供します。

## 2. 良質な建設サービスを提供するために経営力を強化します

### (1) 経営改善

#### 【主な取り組み】

- ① 経営改善を促進するため、安定的な事業量の確保に向けた要望活動等を実施します。
- ② 地域建設業が持続可能な入札制度の構築に向けた提言等を行います。
- ③ 健全な安定経営・適正な利益確保のため、経営講習会を開催します。
- ④ 経営改善に関する検討を行うため、経営合理化委員会を開催します。
- ⑤ 経営強化に関する調査・研究を行います。

### (2) 生産性の向上

#### 【主な取り組み】

- ① 人口減少社会における生産性の向上を促進するため、i-Constructionを推進します。
- ② 現場施工の効率化を図るため、工程管理研修会を開催します。
- ③ 施工時期の平準化や提出書類の簡素化等を改善するため、発注者との意見交換会を開催します。

### (3) 合併・協業化の支援

#### 【主な取り組み】

- ① 公共投資の減少を見据えた企業再編を支援するため、合併・協業化等に関する情報の収集・提供を行います。
- ② 必要に応じてコンサルタント等の専門家を斡旋します。
- ③ 企業合併に関する講習会を開催します。
- ④ 合併に向けた企業間連携の支援を行います。

### (4) 経営的な支援を行うため、協会組織の強化

#### 【主な取り組み】

- ① 協会組織の更なる強化を図るため、本支部組織体制の検討を行います。
- ② きめ細かな経営支援を行うため、効率的な組織体制を構築します。
- ③ 協会が実施した事業効果を伝達するため、協会事業のPRを行います。

## V（行動2）働きやすい職場環境を構築し、担い手の確保・育成を促進します

### 1. 若者や女性が働きやすく、入職しやすい快適な職場環境をつくります

#### (1) 建設業への関心の向上

##### 【主な取り組み】

- ① 早い段階から建設業への関心を持ってもらうため、幼稚園や小学生を対象とした建設現場見学会を実施します。
- ② 土木や建築の面白さを実感してもらうため、中学生を対象とした建設現場体験型学習会を実施します。
- ③ 県内各地で開催される各種イベントを活用して建設業のPR活動を行います。

#### (2) 建設業への入職意識の向上

##### 【主な取り組み】

- ① 建設業の魅力や遣り甲斐を体験してもらうため、高校生を対象としたインターンシップを実施します。
- ② 進路を決める時期に合わせて建設現場で活躍する技術者等を講師とした出前講座を開催します。
- ③ 建設業への入職意識を高めるため、高校生を対象とした建設関係資格取得に関する支援を行います。
- ④ 担い手不足が著しい技能労働者を確保するため、外国人技能実習制度に関する支援を行います。

#### (3) 建設業での女性活躍推進

##### 【主な取り組み】

- ① 女性が働きやすい職場環境の整備に向けた意識を醸成するため、経営者等を対象としたトップセミナーを開催します。
- ② 男性社会と思われがちな建設業での女性の入職を促進するため、建設現場で活躍する女性技術者と女子学生との座談会を開催します。
- ③ 女性が活躍できる環境づくりを推進するために女性部会（仮称）を設置し、働く女性目線での事業活動や他の女性の会との連携を支援します。

- ④ 女性が働き続けられる職場環境づくりを推進するため、出産・育児などの子育て支援に関する環境整備を支援します。
- ⑤ 社員の働きやすい職場環境づくりを推進するため、「イクボス宣言」を奨励し、広く一般の方にPRを行います。

#### (4) 学校との連携

##### 【主な取り組み】

- ① 建設業への関心を持ってもらうため、高等学校と連携して建設現場見学会を実施します。
- ② 建設業の魅力や遣り甲斐を体験してもらうため、高等学校と連携してインターンシップを実施します。
- ③ 建設業への入職に関するミスマッチを防ぐため、送り手となる高等学校等と受け手となる業界との情報交換を行います。
- ④ 建設業への入職促進に繋げるため、各学校に対して建設業の魅力や遣り甲斐、社会的役割を様々な媒体を用いてPR活動を実施します。

#### (5) 安全対策

##### 【主な取り組み】

- ① 建設現場における安全衛生の水準を向上するため、建設業労働災害防止協会福島県支部と連携して安全講習会を開催します。
- ② 建設労働者が安全に働くために必要な安全衛生教育を実施するとともに、指導の徹底を行います。
- ③ 建設現場での事故や災害につながる要因を早期に発見し未然に防ぐため、現場安全パトロールを実施します。
- ④ 建設現場での事故や災害を防止するため、安全対策に関する調査研究・情報提供を行います。
- ⑤ 労働安全衛生法や労働安全衛生規則など関係法令の改正を周知するとともに、法令遵守の徹底を行います。

#### (6) 建設業の魅力発信

##### 【主な取り組み】

- ① 若年者・女性の入職促進に繋げるため、建設業の魅力や遣り甲斐、業種別仕事

内容等をホームページやポータルサイト、ユーチューブ、SNSを活用して情報発信します。

- ② 県内各地で開催される各種イベントを活用して建設業のPR活動を行います。  
(再掲)
- ③ 小学生や中学生等の早い段階から建設業に興味を持ってもらうため、建設業の仕事の面白さや楽しさを分かり易く伝えられるマンガでPRを行います。

## 2. 建設業で働く全ての人が、より一層の誇りを感じられる建設業界を築きます

### (1) 従業員の処遇改善

#### 【主な取り組み】

- ① 建設業におけるワークライフバランスを促進するため、働き方改革等検討ワーキンググループを開催し、週休二日制の実現に向けた検討を行います。
- ② 政府が掲げる働き方改革に対応するため、働き方改革等検討ワーキンググループを開催し、長時間労働の是正に向けた検討を行います。
- ③ 従業員の賃金アップを推進するため、公共工事設計労務単価の更なる引き上げに取り組めます。
- ④ 協力会社を含む従業員が安心して将来を託すことができるよう、社会保険への加入を徹底します。

### (2) 人材育成

#### 【主な取り組み】

- ① 新規入職者への教育の不十分さが離職に繋がる一因であることから、入社間もない方を対象に段階的な社員研修会を開催します。
- ② 中堅社員としての役割やスキルを身に付けるため、スキルアップ研修会を開催します。
- ③ 個社の教育訓練には限界があることから、既存の教育訓練機関を活用して人材育成を行います。
- ④ 従業員の自己啓発を支援するため、各種研修・教育訓練等に関する助成金の情報を提供します。

## Ⅵ（行動3）維持管理分野の技術力を高め、地域の生活を支えます

### 1. 産学官連携により、膨大なインフラを適切に維持管理できる仕組みを構築します

#### (1) CMやPPP・PFIなどの官民連携

##### 【主な取り組み】

- ① 産学官が連携してインフラの維持管理を推進することから、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会や福島県産学官連携ネットワーク協議会に参画して取り組みます。
- ② CM業務やPPP・PFI事業など新たな市場に対応するため、知識や技術、ノウハウの習得に関する勉強会を開催します。

#### (2) 企業間の連携

##### 【主な取り組み】

- ① 今後増大するインフラの維持管理に対応するため、技術力の強化や企業間の連携、協同組合などにより受注体制を構築します。
- ② 新たに点検や測量等の業務範囲が拡大するため、測量設計業や地質調査業など異業種との情報交換を行います。
- ③ 企業間の連携を円滑に進めるため、維持管理分野に関する情報を共有します。
- ④ 企業間の連携を円滑に進めるため、調査研究などからメリット・デメリットを整理します。

### 2. 増大するインフラの維持管理・修繕に対応するため、メンテナンス技術者の育成に努めます

#### (1) 施工能力の強化

##### 【主な取り組み】

- ① 増大するインフラの維持管理・修繕に対応するため、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会を通じてメンテナンスエキスパート（ME）・メンテナンスマネージャー（MMR）等の技術者を育成・確保します。

## (2) 効率的な維持管理

### 【主な取り組み】

- ① 効率的なインフラの維持管理を促進するため、受発注者合同勉強会を開催します。
- ② 効率的なインフラの維持管理を促進するため、情報共有すべきデータベースの構築に向けた検討を行います。

## Ⅶ（行動４）専門的な知識と技術を駆使し、地域の防災力強化に寄与します

### 1. 地域密着の取り組みを強め、災害時に迅速で適切な対応を図ります

#### (1) 災害時の対応

##### 【主な取り組み】

- ① 国土交通省東北地方整備局や福島県等と締結している災害時応援協定に基づき、被災地域住民の安全・安心を確保するため、行政機関と連携して被災現場の早期の応急復旧を行います。
- ② 行政機関との災害時応援協定を円滑に履行するため、平成28年度に策定した当協会BCP（事業継続計画）の定期的な見直しを行い、災害時に迅速に対応します。
- ③ 災害時の対応にあたる会員企業のBCP（事業継続計画）策定を支援し、1分、1秒でも早く被災地域住民の安全・安心を確保します。
- ④ 災害時に迅速かつ適切に対応するため、行政機関と連携して災害対応訓練を実施します。
- ⑤ 行政機関との災害時応援協定を履行するため、当協会事務局機能の維持に最低限必要な災害対応品を備蓄します。

#### (2) 行政機関との連携

##### 【主な取り組み】

- ① 災害時に迅速かつ適切に対応するため、災害時応援協定の締結先と定期的に実施体制や保有機械・車両等の情報共有を行います。
- ② 災害時に迅速かつ適切に対応するため、行政機関が定期的で開催する会議等に参加し、情報共有を行います。
- ③ 技術者がいない（少ない）町村と地元会員企業との適切な役割分担の下に、地域の安全・安心の確保に努めます。

#### (3) インフラのまち医者

##### 【主な取り組み】

- ① 日頃から地域住民からのインフラに関する相談に対応するため、本部及び支部に相談窓口を開設します。

- ② 地域住民からのインフラに関する相談については、行政機関との情報共有を図り対応します。
- ③ 被災現場の応急・復旧状況など建設業が取り組む災害対応を県民の皆様に分かり易く情報提供します。

## Ⅷ（行動5）情報を積極的に発信し、地域経済の発展と賑わいづくりに貢献します

### 1. 建設業の魅力をわかりやすく発信します

#### (1) 建設業の使命

##### 【主な取り組み】

- ① 建設業の魅力や役割などを広く県民の皆様にPRするため、現場最前線情報や社会貢献活動等を動画でわかりやすく配信します。
- ② 豪雨や豪雪等の災害時における建設業の災害対応状況をとりとまとめ、写真等でわかりやすく発信します。
- ③ 建設業の魅力や役割などを広く県民の皆様にPRするため、広報パンフレットを活用します。
- ④ 県内各地で開催される各種イベントを活用して建設業のPR活動を行います。  
(再掲)

#### (2) 建設業の広報戦略

##### 【主な取り組み】

- ① 若年者・女性の入職促進に繋げるため、建設業の魅力や遣り甲斐、業種別仕事内容等をホームページやポータルサイト、YouTube、SNSを活用して情報発信します。(再掲)
- ② 小学生や中学生等の早い段階から建設業に興味を持ってもらうため、建設業の仕事の面白さや楽しさを分かり易く伝えられるマンガでPRを行います。(再掲)
- ③ 建設業への入職促進に繋げるため、建設業の魅力や遣り甲斐、社会的役割を様々なマスコミ媒体を活用してPR活動を実施します。
- ④ 社員の働きやすい職場環境づくりを推進するため、「イクボス宣言」を奨励し、広く一般の方にPRを行います。(再掲)

## 2. 地域づくり・まちづくりの取り組みに積極的に参加し、建設業の知識・経験を地域に還元します

### (1) 官民や他業種との連携

#### 【主な取り組み】

- ① 人口減少社会において、より深刻な過疎・中山間地域でのコミュニティを維持するため、積極的に地域活動に参画します。
- ② 社会インフラの整備や維持を通して得た知識や経験を活かし、積極的にまちづくりやランドデザインへの提案を行います。
- ③ 地域づくりやまちづくりを円滑に進めるため、関係行政や地域商工団体と連携して取り組みます。

### (2) 社会貢献活動や地域活性化

#### 【主な取り組み】

- ① 昭和56年以降、社会貢献活動の一環として取り組んでいる県下一斉道路清掃奉仕作業を今後も継続して実施します。
- ② 国土交通省東北地方整備局や福島県等と締結している災害時応援協定に基づき、台風や豪雨、地震などの災害発生時に迅速な応急・復旧活動や情報提供を行います。
- ③ 福島県と締結している防疫対策協定に基づき、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などが発生した場合の迅速な防疫対策を行います。
- ④ 地域社会の一員として、積極的に地域の防犯や交通安全活動に協力します。
- ⑤ 地域経済の発展と賑わいに貢献するため、福島県が推奨する地産地消の理念に基づき、県産材の利用や地元企業の活用を促進します。

### (3) 人口減少社会への対応

#### 【主な取り組み】

- ① 人口減少社会における公共施設の集約等、社会インフラのあり方について、関係行政や関係団体等と連携して対応策を検討します。
- ② 少子高齢化で一層の増加が予想される空き家問題に対応するため、関係行政など関係機関・団体と連携して空き家の活用策を検討します。

# アクションプラン（行動計画）

[矢印中の説明] ※(新規)は新たな取り組み、(継続)は継続する取り組み、対象は事業対象者、主体は事業実施者  
 ※会員は会員企業、技術者は会員企業の技術者、従業員は会員企業の従業員、下請は下請企業、一般は一般市民、協会は県建設業協会、建産連は県建設業団体連合会、建災防は建設業労働災害防止協会県支部、協同組合は県建設業協同組合、団体は関係団体、議会は県議会、行政は行政機関、教育は教育機関の略

期間まで達成を目指す取り組み

期間後も継続すべき取り組み

## (行動1) 会員企業の資質向上を図り、強靱で利便性の高い社会基盤を供給します

目的	目標／主な取り組み	短期 (2018～2020年度)	中期 (2021～2024年度)	長期 (2025～2027年度)	
社会ニーズへの対応	1. 日々発展し多様化する社会ニーズに対応するために技術力を強化します				
	(1) 技術力の向上				
	① 技術講習会・研修会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
	② 技術情報の収集・提供	(継続)対象:会員 主体:協会			
	③ 技術委員会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会			
	④ 受発注者合同研修会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
	(2) 技術力の伝承・継承				
	① 若手技術者向け講習会・研修会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会			
	② 段階的な教育訓練の支援	(新規)対象:会員 主体:協会			
	③ 技術伝承のための親子制度の実施	(継続)対象:技術者 主体:会員			
	(3) 新技術・新工法等の活用				
	① ICT講習会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
	② 新技術・新工法説明会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会			
	③ 新技術・新工法の情報収集・提供	(継続)対象:会員 主体:協会			
	(4) 技術開発への投資				
	① 健全経営・利益の確保	(継続)主体:会員			
	② 融資制度の情報提供	(継続)対象:会員 主体:協会			
	きざく(築く)	2. 良質な建設サービスを提供するために経営力を強化します			
		(1) 経営改善			
		① 事業量確保への対応	(継続)対象:議会・行政 主体:協会・建産連の連携		
② 入札制度への対応		(継続)対象:議会・行政 主体:協会・建産連の連携			
③ 経営講習会の開催		(継続)対象:会員 主体:協会			
④ 経営合理化委員会の開催		(継続)対象:会員 主体:協会			
⑤ 経営強化に向けた調査研究		(継続)対象:会員 主体:協会			
(2) 生産性の向上					
① i-Constructionの推進		(継続)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
② 工程管理研修会の開催		(継続)対象:会員 主体:協会			
③ 発注者との意見交換会の開催		(継続)対象:発注者 主体:協会			
(3) 合併・協業化の支援					
① 情報の収集・提供		(新規)対象:会員 主体:協会			
② コンサルタントの斡旋		(新規)対象:会員 主体:協会			
③ 企業合併講習会の開催		(新規)対象:会員 主体:協会			
④ 合併に向けた企業間連携の支援		(新規)対象:会員 主体:協会			
(4) 経営的な支援を行うため、協会組織の強化					
① 本支部組織体制の検討		(継続)対象:会員 主体:協会			
② 効率的な組織体制の構築		(新規)対象:会員 主体:協会			
③ 協会事業のPR		(継続)対象:会員 主体:協会			

(行動2) 働きやすい職場環境を構築し、担い手の確保・育成を促進します

キョウト	目的	短期 (2018～2020年度)	中期 (2021～2024年度)	長期 (2025～2027年度)	
建設業への入職促進	1. 若者や女性が働きやすく、入職しやすい快適な職場環境をつくります				
	(1) 建設業への関心の向上				
	① 建設現場見学会の実施	(継続)対象:小学生等 主体:協会・行政の連携			
	② 建設現場体験型学習会の実施	(継続)対象:中学生 主体:協会・行政の連携			
	③ 各種イベントでのPR活動	(継続)対象:一般 主体:協会			
	(2) 建設業への入職意識の向上				
	① インターシップの実施	(継続)対象:高校生 主体:会員			
	② 出前講座の開催	(継続)対象:高校生等 主体:協会・行政の連携			
	③ 建設関係資格取得のための支援	(継続)対象:高校生 主体:協会			
	④ 外国人技能実習制度に対する支援	(継続)対象:会員 主体:協会			
	(3) 建設業での女性活躍推進				
	① トップセミナーの開催	(継続)対象:会員 主体:協会・建産連の連携			
	② 女子学生との座談会の開催	(継続)対象:女子学生 主体:協会・行政の連携			
	③ 女性部会の設置・他女性の会との連携	(新規)対象:女性従業員等 主体:女性部会			
	④ 子育て支援のための環境整備	(新規)対象:従業員 主体:会員			
	⑤ イクボスの宣言	(新規)主体:会員			
	(4) 学校との連携				
	① 建設現場見学会の実施	(継続)対象:高校生 主体:協会・教育の連携			
	② インターシップの実施	(継続)対象:高校生 主体:協会・教育の連携			
	③ 学校との情報交換	(継続)対象:高校等 主体:協会			
	④ 建設業のPR活動	(継続)対象:高校等 主体:協会			
	(5) 安全対策				
	① 安全講習会の開催	(継続)対象:会員 主体:協会・建災防の連携			
	② 安全衛生教育・指導の実施	(継続)対象:従業員 主体:会員			
	③ 現場安全パトロールの実施	(継続)対象:従業員 主体:会員			
	④ 安全対策に関する調査研究・情報提供	(継続)対象:会員 主体:協会・建災防の連携			
	⑤ 関係法令の遵守徹底	(継続)対象:会員 主体:協会・建災防の連携			
	(6) 建設業の魅力発信				
	① SNS等を活用した広報	(継続)対象:若年者 主体:会員・協会の連携			
	② 各種イベントでの広報	(継続)対象:一般 主体:会員・協会の連携			
	③ マンガを活用したPR	(新規)対象:小学生等 主体:協会			
	従業員の働き方改革	2. 建設業で働く全ての人々が、より一層の誇りを感じられる建設業界を築きます			
		(1) 従業員の処遇改善			
① 週休二日制の実現		(新規)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
② 長時間労働の是正		(新規)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
③ 賃金アップの推進		(継続)対象:行政 主体:協会・建産連の連携			
④ 社会保険加入の徹底		(継続)対象:下請等 主体:会員			
(2) 人材育成					
① 新入社員研修会の開催		(継続)対象:会員 主体:協会			
② 中堅社員研修会の開催		(継続)対象:会員 主体:協会			
③ 教育訓練機関の活用		(継続)対象:従業員 主体:会員			
④ 従業員の自己啓発に対する支援		(継続)対象:従業員 主体:会員			

**(行動3) 維持管理分野の技術力を高め、地域の生活を支えます**

キョウト	目的	目標／主な取り組み	短期 (2018～2020年度)	中期 (2021～2024年度)	長期 (2025～2027年度)	
まもる(守)の適切な維持	インフラの適切な維持	1. 産学官連携により、膨大なインフラを適切に維持管理できる仕組みを構築します				
		(1) CMやPPP・PFIなどの官民連携				
		① 官民連携プラットフォームへの参画	(新規)対象:会員 主体:協会・行政・教育の連携			
		② CM・PPP・PFIの勉強会の開催	(新規)対象:会員 主体:協会・行政・教育の連携			
		(2) 企業間の連携				
		① 受注体制の構築	(新規)対象:会員 主体:協会・協同組合の連携			
		② 異業種との情報交換	(新規)対象:会員 主体:協会・団体の連携			
		③ 維持管理分野の情報共有	(新規)対象:会員 主体:協会・行政・教育の連携			
		④ メリット・デメリットの整理	(新規)対象:会員 主体:協会・行政・教育の連携			
		2. 増大するインフラの維持管理・修繕に対応するためメンテナンス技術者の育成に努めます				
		(1) 施工能力の強化				
		① インフラメンテナンス技術者の育成	(継続)対象:会員等 主体:協会・団体・行政・教育の連携			
		(2) 効率的な維持管理				
		① 受発注者合同勉強会の開催	(継続)対象:会員等 主体:協会・団体・行政・教育の連携			
② 情報共有データベースの構築	(新規)対象:会員等 主体:協会・団体・行政・教育の連携					

**(行動4) 専門的な知識と技術を駆使し、地域の防災力強化に寄与します**

キョウト	目的	目標／主な取り組み	短期 (2018～2020年度)	中期 (2021～2024年度)	長期 (2025～2027年度)	
まもる(守)の安全・安心の確保	地域の安全・安心の確保	1. 地域密着の取り組みを強め、災害時に迅速で適切な対応を図ります				
		(1) 災害時の対応				
		① 被災現場の早期復旧	(継続)対象:一般 主体:会員・協会・行政の連携			
		② 当協会BCPの定期的な見直し	(継続)対象:会員 主体:協会			
		③ 会員企業のBCP策定	(継続)対象:会員 主体:協会			
		④ 災害対応訓練の実施	(継続)対象:会員 主体:協会・行政の連携			
		⑤ 災害対応品の備蓄	(継続)対象:会員 主体:協会			
		(2) 行政機関との連携				
		① 災害協定締結先との情報共有	(継続)対象:行政 主体:会員・協会の連携			
		② 定期的な会議への参加	(継続)対象:協会 主体:行政			
		③ 行政機関への支援	(新規)対象:行政 主体:会員・協会の連携			
		(3) インフラのまち医者				
		① 相談窓口の開設	(新規)対象:一般 主体:会員・協会の連携			
		② 行政機関との情報共有	(新規)対象:行政 主体:会員・協会の連携			
③ 県民への情報提供	(継続)対象:一般 主体:協会・行政の連携					

(行動5) 情報を積極的に発信し、地域経済の発展と賑わいづくりに貢献します

キョウト	目的	短期 (2018～2020年度)	中期 (2021～2024年度)	長期 (2025～2027年度)		
アクションプラン	建設業の魅力発信	1. 建設業の魅力をわかりやすく発信します				
		(1) 建設業の使命				
		① 現場最前線情報の配信 (継続)対象:一般 主体:会員・協会の連携				
		② 災害対応状況の発信 (継続)対象:一般 主体:会員・協会の連携				
		③ 広報パンフレットの活用 (継続)対象:一般 主体:協会				
		④ 各種イベントでの広報 (継続)対象:一般 主体:会員・協会の連携				
		(2) 建設業の広報戦略				
		① SNS等を活用した広報 (継続)対象:若年者 主体:会員・協会の連携				
		② マンガを活用したPR (新規)対象:小学生等 主体:協会				
		③ 各種マスコミ媒体の活用 (継続)対象:一般 主体:協会・行政の連携				
	④ イクボスの宣言 (新規)主体:会員					
	えがく(描く)	地域の取組への参画	2. 地域づくり・まちづくりの取り組みに積極的に参加し、建設業の知識・経験を地域に還元します			
			(1) 官民や他業種との連携			
			① 地域コミュニティへの参画 (新規)対象:地域 主体:会員			
			② まちづくりへの参画 (新規)対象:地域 主体:会員・行政の連携			
			③ 地域商工団体との連携 (新規)対象:地域 主体:協会・団体・行政の連携			
(2) 社会貢献活動や地域活性化						
① 道路清掃奉仕作業の実施 (継続)対象:地域 主体:会員・協会・行政の連携						
② 災害時応援協定の締結 (継続)対象:地域 主体:会員・協会・行政の連携						
③ 防疫対策協定の締結 (継続)対象:地域 主体:会員・協会・行政の連携						
④ 防犯・交通安全活動への協力 (継続)対象:地域 主体:会員						
⑤ 地産地消の促進 (継続)対象:地域 主体:会員						
(3) 人口減少社会への対応						
① 公共施設の集約等の検討 (新規)対象:地域 主体:協会・団体・行政の連携						
② 空き家問題への対応 (新規)対象:地域 主体:協会・団体・行政の連携						

## 資料編目次

策定経過（建設業将来ビジョン検討ワーキンググループ）	39
委員名簿（建設業将来ビジョン検討ワーキンググループ）	40
ふくしま建設業振興プラン【概要版】	41
建設産業政策2017+10【概要版】	43
地域建設業将来展望（全建70周年展望）【概要版】	45
危機管理産業としての地域建設業の維持に向けて	46
平成27年9月関東・東北豪雨に対する災害対応状況	46
福島県公共施設等総合管理計画【概要版】	47
全国建設投資額の推移	48
全国建設投資額の公共と民間の割合推移	48
福島県建設投資額の推移（10ページ図表1の再掲）	49
福島県建設投資額の公共と民間の割合推移	49
福島県建設業許可業者数の推移	50
国土交通省公共事業関係予算の推移	50
福島県土木部予算の推移	51
福島県復興予算と通常予算の推移と今後	51
地域別東日本大震災の復旧状況	52
福島県発注工事の地域別契約金額の推移（11ページ図表2の再掲）	52
総人口と高齢化率の推移	53
福島県の総人口と高齢化率の推移	53
過疎・中山間地域の範囲	54
高齢化率の推移	54
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	55
インフラ長寿命化基本計画の概要	55
福島県内の主な土木施設数（全管理者分）（14ページ図表5の再掲）	56
福島県管理道路の現況	56
県内市町村道担当の技術職員数	57
事業承継に関する課題と対応の方向性（事業承継5ヶ年計画）	57
働き方改革実行計画（平成29年3月28日決定）	58
建設業における時間外労働規制の見直し	58

福島県の産業別就業者数の推移	59
福島県の建設業就業者数の推移	59
福島県の建設業女性就業者数の推移	60
福島県の建設業就業者年齢構成の推移	60
福島県の建設業就業者年齢別割合の推移	61
平成28年建設業従業員数階層別事業所数の割合（全国・福島県）	61
福島県の建設業従業員数階層別事業所数の割合（平成8年と平成28年の比較）	62
福島県建設業協会の総従業員数の推移（12ページ図表3の再掲）	62
福島県建設業協会の従業員年齢階層別の状況（13ページ図表4の再掲）	63
i-Construction～建設業の生産性向上～	63
災害対応空白地域（会員企業不在地域）	64

## 策定経過（建設業将来ビジョン検討ワーキンググループ）

開催日	議題
第1回 平成28年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱</li> <li>正副座長の選出について</li> <li>将来ビジョン策定の背景及び目的について</li> <li>本WGの全体スケジュールについて</li> <li>平成15年度策定将来ビジョンの検証について</li> <li>福島県建設業審議会の審議内容について</li> <li>話題提供</li> <li>フリートーク</li> </ul>
第2回 平成28年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県建設業審議会答申案中間とりまとめについて</li> <li>建設業将来ビジョン骨子（案）について</li> <li>建設業将来ビジョンの素案づくりに向けた今後の検討の進め方について</li> </ul>
第3回 平成29年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県建設業審議会の答申について</li> <li>建設業将来ビジョンの項目及び視点について</li> <li>建設業将来ビジョンの素案に対する意見等について</li> <li>建設業将来ビジョンのタイトル及びサブタイトルについて</li> </ul>
第4回 平成29年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業将来ビジョン素案のとりまとめについて</li> <li>建設業将来ビジョン策定に向けた今後の進め方について</li> </ul>
第5回 平成30年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業将来ビジョン及びアクションプランのとりまとめについて</li> </ul>
第6回 平成30年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業将来ビジョン及びアクションプランの最終とりまとめ（案）について</li> </ul>
第104回経営合理化委員会 平成30年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業将来ビジョン及びアクションプラン（案）の報告について</li> <li>経営合理化委員会委員との意見交換</li> </ul>
第30回理事会 平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営合理化委員会答申</li> <li>福島県建設業協会ビジョン2018の策定について</li> </ul>



(第1回WGでの委嘱状交付)



(第3回WGでの座長挨拶)



(経営合理化委員会での意見交換)



(理事会でのビジョン答申)

## 委員名簿（建設業将来ビジョン検討ワーキンググループ）

委嘱期間：平成28年7月19日～平成30年5月22日

No.	連協	支部	氏名	会社名	備考
1	県北	県北	近藤 克成	(株)近藤組	
2	県北	県北	野地 武之	(株)野地組	
3	郡山方部	郡山	関 誠一	(株)関組	
4	郡山方部	須賀川	菊地 大介	(株)あおい	
5	東西白河	県南	兼子 聡	(株)兼子組	
6	若松	若松	小野 太成	(株)東北入谷まちづくり建設	副座長
7	喜多方	猪苗代	渡部 寛規	渡部産業(株)	
8	南会津	山口	星 拓朗	南総建(株)	
9	いわき	いわき	長谷川浩一	堀江工業(株)	座長
10	いわき	いわき	渡辺 大輔	(株)渡辺組	
11	相双	相馬	庄司 岳洋	庄司建設工業(株)	
12	-	本部	鈴木 武男	(一社)福島県建設業協会	
13	オブザーバー		奥野 隆司	(株)福島建設工業新聞社	

# ふくしま建設業振興プラン

概要版

～ともに目指す、地域を支える活力ある建設業～

## プラン策定の趣旨

本県の基幹産業である建設業は、社会基盤の整備に加えて、災害対応、雇用の受け皿として地域を支えるなど重要な役割を担っており、東日本大震災の発生直後の初動対応から復旧・復興事業に取り組みなど、これまででその役割を果たしてきました。

一方では、復旧・復興事業終了に伴う公共投資の減少、更には、少子高齢化や人口減少という人口動態の変化などの社会情勢の変化も加わり、建設業にとってより厳しい環境となることが予想されます。

このようなか、建設業が環境の変化に対応し持続可能な活力ある産業となるよう、復興需要後の建設業のあるべき姿や地域社会に貢献する建設企業が存続するために行政が取るべき施策等を検討する必要があります。そのため、福島県建設業審議会に諮問し、今後の県内建設業のあり方について、約1年間にわたって御審議いただき、平成29年1月に答申を頂きました。

審議会の答申を踏まえ、平成29年度から産学官が連携しながら取り組む施策や考え方をまとめ、めたふくま建設業振興プランを策定しました。

## プランの性格

本プランは、地域にとって必要不可欠な県内建設業を持続発展可能な活力ある産業としていくための建設業振興施策の基本計画です。

県の施策を主にした構成になっていますが、活力ある建設業の実現のためには、当事者である建設関係団体や大学や高等教育研究機関など、関係機関との連携が不可欠であることから、産学官の役割分担を考慮しながら、県以外の機関が実行すべき施策についても取組を呼びかけています。

## プランの期間

本プランの期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間です。  
なお、本県を取り巻く状況の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

(出典) 福島県「ふくしま建設業振興プラン」

## ープランの構成と主な取組ー

**基本目標Ⅰ 建設業の技術力・経営力の強化**  
8つの目標（各目標ごとに現状と課題、施策の方向、具体的施策）

◆地域の建設業が安定して企業活動を継続できる事業量の確保を目指します

- 維持管理の長期事業計画に関する情報発信
- 公共施設の維持管理に関する長期事業計画について、公表に向けた取組を推進します。

◆建設現場の生産性向上と業務の効率化を進めます

- ICT活用工事の導入・労働災害の防止

### 主な取組

**基本目標Ⅱ 建設業の担い手の育成・確保**  
4つの目標（各目標ごとに現状と課題、施策の方向、具体的施策）

◆建設現場見学の向上を目指します

- 建設現場見学会の実施

◆建設業への入職意欲の向上を目指します

- 週休二日確保モデル工事の実施

◆建設業の処遇改善の促進を図ります

- 快適トイレの普及
- 社会保障未加入対策

### 主な取組

**基本目標Ⅲ 社会資本の適切な維持管理・更新への対応**  
12の目標（各目標ごとに現状と課題、施策の方向、具体的施策）

◆官民連携プラットフォームの設置を進めます

- 福島県産学官連携ネットワーク協議会の開催・運営
- 産学官関係者による今後の施策を検討するシンポジウムや、各々が実施した施策を検証する福島県産学官連携ネットワーク協議会を開催します。

◆建設企業の受注体制強化を支援します

- 産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成
- インフラメンテナンス技術者を育成・確保するため、産学官の議論の場や、連携して取り組み体制づくりを進めます。

### 主な取組

## 産学官の連携（プラットフォーム・情報共有の場の創設）



活力ある建設業へ

# ふくしま建設業振興プラン

## 基本目標Ⅰ 建設業の技術力・経営力の強化

1	発注者の技術力向上を目指す	① 若手職員への研修による技術力強化 ② 監督員が取り巻く書類の見直し☆ ③ 受発注者協働による技術研修等 ④ 研修会等への講師派遣
2	建設企業の技術力向上を支援します	① 受注者団体との意見交換会・講師派遣 ② 研修会等への講師派遣 ③ 受注者団体が行う技術講習会等への支援
3	技術者・技能者・職人の技術の伝承・継承の促進を図ります	① 福島県産学連携ネットワーク協議会の開催・運営☆ ② 福島県建設業訓練費補助事業 ③ 技能後継制度の運営・実施
4	地域の建設業が安定して企業活動を継続できる事業量の確保を目指します	① 各種施設の高齢化の取組 ② 森注息通しの公表 ③ 復旧・復興事業・通常事業の推進 ④ 維持管理の長期事業計画に関する情報発信☆
5	わかりやすい広報に努めます	① 積極的な広報の実施 ② 工事終了状況の公表 ③ 建設後の関係の維持☆ ④ 建設業界の取組情報のリンク掲載
6	建設企業の安定した経営を支援します	① 最低制限価格・低入札価格調査基準の適切な見直し ② 福島県ブロック発注者協議会の開催 ③ 福島県中小企業制度資金の運営 ④ 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業の実施
7	経営改善に取り組み建設企業を支援します	① 建設企業に対する専門家を活用した経営支援 ② 建設企業合併等支援事業の実施☆ ③ 法定外労務関係制度の加入促進 ④ 発注工事における元請・下請関係適正化の促進
8	建設現場の生産性向上と業務の効率化を進めます	① 技術管理担当者会議の開催 ② 施工時間の平準化 ③ 情報共有システムの導入に向けた実証実験 ④ ICT活用工事の導入・労働災害の防止☆ ⑤ 森注息通しの公表 ⑥ ICT活用通しの検査 ⑦ 合同研修会の開催・受注者が開催する研修会等への参加 ⑧ 入札契約制度の改善・工事の導入☆ ⑨ CIMやBIM活用工事の導入☆ ⑩ CLTやウッドFALCなど材料の新たな活用☆

## 基本目標Ⅱ 建設業の担い手の育成・確保

1	建設業への関心の向上を目指す	① 現場公開の実施 ② 建設現場見学会の実施☆ ③ 女性の活躍に関する情報の発信 ④ 土木や建築などの学科を有する専門高校の取組体験の実施
2	建設業への入職意欲の向上を目指す	① キャリア教育推進のための教員研修の実施 ② 適切な設計労務単価の反映 ③ 週休二日確保モデル工事の実施☆ ④ 高校生のインターンシップの推進 ⑤ 土木や建築などの学科を有する専門高校と地域産業の連携 ⑥ ワークライフバランス女性活躍経路啓発の実施 ⑦ テクノアカデミーにおける建設業に関連した職業訓練の実施
3	建設業の魅力発信に取り組みます	① 建設業界の取組情報のリンク掲載 ② 積極的な広報の実施
4	建設業の処遇改善の促進を図ります	① 週休二日確保モデル工事の実施☆ ② 技術管理担当者会議の開催 ③ イメーリアンアップ経営の積極的な活用 ④ 快適トイレの普及☆ ⑤ 環境づくりの促進 ⑥ ワークライフバランスの推進 ⑦ ワークライフバランス女性活躍経路啓発の実施 ⑧ 社会保険未加入対策

(出典) 福島県「ふくしま建設業振興プラン」

## 基本目標Ⅲ 社会資本の適切な維持管理・更新への対応

1	技術開発への投資の促進を図ります	① 建設業育成資金貸付事業の実施 ② 地域に生きる建設企業支援事業 ③ 適切な設計労務単価の反映
2	新規参入しやすい仕組みづくりを進めます	① 入札手続きにおける負担の軽減 ② 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会の開催
3	合併の支援と企業間連携の促進を図ります	① 建設企業合併等支援事業の実施☆ ② 中小企業連携組織対策への支援
4	CMやPPP/PFIに係る受注ノウハウの向上を支援します	① 効果的な道路の維持管理に向けた取組 ② 受注者団体との意見交換会・講師派遣
5	地域の実情に応じた発注に努めます	① 共同発注方式・地域維持型入札方式の拡充 ② 債務負担行為の認定 ③ 橋梁修繕モデル事業の推進 ④ 入札契約制度の改善
6	官民連携プラットフォームの設置を進めます	① 福島県産学連携ネットワーク協議会の開催・運営☆ ② 産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成☆
7	建設業の役割・活動の効果的な情報発信を図ります	① 建設業界の取組情報のリンク掲載 ② 土木部ホームページによる情報発信 ③ 動画を使った効果的な情報発信
8	施設更新・維持管理に係る技術・ノウハウの強化を目指します	① ICT活用の推進☆ ② 建設施設の計画的な点検・修繕の実施 ③ ICT活用に対応した検査 ④ 受注者団体との意見交換会・講師派遣 ⑤ 福島県産学連携ネットワーク協議会の開催・運営☆ ⑥ 産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成☆ ⑦ 調査設計・施工段階を通じた効率化 ⑧ ICT活用工事の導入・労働災害の防止☆ ⑨ 情報共有システムの導入に向けた実証実験 ⑩ 入札手続きにおける負担の軽減
9	建設企業の受注体制強化を支援します	① 福島県優良建設工事専売の推進 ② 福島県職工者表彰事業の実施 ③ 福島県建築文化賞の実施 ④ 受注者団体を連携した顕彰事業の実施☆ ⑤ 福島県産学連携ネットワーク協議会の開催・運営☆ ⑥ 産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成☆ ⑦ 調査設計・施工段階を通じた効率化 ⑧ ICT活用工事の導入・労働災害の防止☆ ⑨ 情報共有システムの導入に向けた実証実験 ⑩ 入札手続きにおける負担の軽減
10	維持管理業務の長期事業計画策定や公表・実践に努めます	① 公共施設等総合管理計画の推進・見直し ② 除雪の効率化の取り組み ③ 除雪費の相互乗り入れ ④ 維持管理の長期事業計画に関する情報発信☆
11	適正な歩掛・単価設定の充実に努めます	① 見積の活用 ② 単価の特別調査の実施 ③ 適切な設計労務単価の反映
12	新技術や新工法・ICTの活用を推進します	① ICT活用工事の導入・労働災害の防止☆ ② ICT活用に対応した検査 ③ インフラメンテナンス国民会議の有効活用☆ ④ 受注者団体との意見交換会・講師派遣 ⑤ CLTやウッドFALC等の新技術を生かした工法の導入☆

※☆印は平成29年度新規施策

※ 具体的施策は目標に並び再掲しているものもあります

※ プラン期間：平成29年度から平成32年度までの4年間



福島県  
Fukushima Prefecture

### 具体的施策

### 目標



# 主な施策の概要

<p><b>働き方改革</b></p>	<p><b>個々の企業に係る施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可に際しての労働者福祉の観点の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とするこ</li> <li>とを含め、許可に際しての取扱いを強化</li> </ul> </li> <li>・建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化</li> <li>・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務</li> <li>一請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務</li> <li>一専門工事業の主任技術者要件として登録基礎技能者を位置づけ等</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>企業間や業界全体に係る施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門工事業に関する企業情報提供             <ul style="list-style-type: none"> <li>一技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築</li> <li>一技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）</li> </ul> </li> <li>・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>一労働者への対応</li> <li>一労働者間の関係強化、安全衛生に関する知識習得支援、労災保険特別加入促進</li> <li>一適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化</li> <li>一女性の働きやすい職場環境の整備</li> <li>一建設業退職金共済制度の更なる普及・改善</li> <li>一民間工事業の健全な発展を促進</li> <li>一建設キャリアアップシステムの活用を推進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>発注者・設計者や地域など様々な主体との連携に係る施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注者双方の責務の明確化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一不当に短い工期による契約締結を禁止</li> <li>一不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある警告制度</li> <li>一工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加</li> </ul> </li> <li>・適切な工期設定等のためのガイドラインの策定</li> <li>・働き方改革に関する社会全体の理解を得る機運の醸成             <ul style="list-style-type: none"> <li>一先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進</li> </ul> </li> <li>・教育機関、研修機関の体制確保の推進</li> <li>・施工時期の平準化の取組の拡大</li> <li>・働き方に関する評価の拡充             <ul style="list-style-type: none"> <li>一働き方に関する同等の認定制度の取得を評価</li> <li>一社会保険未加入に関する減点の香与を強化</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>生産性向上</b></p>	<p><b>営業所専任技術者要件の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者配置要件の見直し</li> <li>・技能労働者の多能工化の普及</li> <li>・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援</li> </ul>	<p><b>現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開             <ul style="list-style-type: none"> <li>一複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり</li> </ul> </li> <li>・建設工事における電子商取引の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注者双方の責務や役割の明確化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化</li> <li>一適切な設計図書の提示・数量、施工条件の明示</li> </ul> </li> <li>・設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進</li> <li>・設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進</li> <li>・全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備</li> <li>・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化</li> <li>・海外展開             <ul style="list-style-type: none"> <li>一官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援</li> <li>一プラットフォーム（協議会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>良質な建設サービスの提供</b></p>	<p><b>小規模建設工事に適用される規律の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一無許可業者に適用される規定を拡充</li> <li>一一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設</li> <li>・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲）             <ul style="list-style-type: none"> <li>一建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務</li> <li>一請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務</li> <li>一専門工事業の主任技術者要件として登録基礎技能者を位置づけ等</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>民間工事の発注者に向けた企業情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一電子申請化と併せて、工事経費率、財務諸表等をインターネット上で公開、民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築</li> <li>・専門工事業に関する企業情報の提供（再掲）             <ul style="list-style-type: none"> <li>一専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築</li> </ul> </li> <li>・適正な施工の徹底のための体制づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>一技術者資格の確立制度の対称拡充</li> <li>一賠償責任を高める、経営者と技術者の責任分担を踏まえたベンチャーの充実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人発注者等の保護             <ul style="list-style-type: none"> <li>一受注者からの情報提供や契約内容の説明</li> </ul> </li> <li>・地方公共団体や個人発注者等における発注体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>一CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設</li> <li>一発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）</li> </ul> </li> <li>・法令違反への対応の厳格化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一法令違反に関する経営事項審査での減点の香与の強化</li> <li>一工場製品の起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止</li> <li>一工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、警告等の制度を創設</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>地域力の強化</b></p>	<p><b>地域の建設企業の経営プロセスの改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理従業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信</li> <li>・地域の建設企業の経営基盤強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一円滑な事業承継に向けた環境の整備</li> </ul> </li> <li>・将来の建設市場に対応した制度構築等             <ul style="list-style-type: none"> <li>一維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>複数の建設企業等による事業連携の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人材や建機等の相互融通の円滑化</li> <li>・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲）             <ul style="list-style-type: none"> <li>一複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>地域貢献に関する評価の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一防災活動への貢献の状況の加算幅の拡大</li> <li>一建設機械の保有状況の加算方法の見直し</li> <li>一維持と除雪の実績の経営者評価への反映</li> <li>・地域建設会社と市町村との連携強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>一市町村の発展等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設事業の推進・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討</li> <li>一地域建設企業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式</li> <li>一地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外の制度も参考に新たな入札契約方式の導入</li> </ul> </li> <li>・工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進</li> </ul>	
<p>施策構造的に 取り組むべき 重要な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層下請構造の改善</li> <li>・請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築</li> <li>・各プレーヤー間の関係の透明性と緊密化</li> <li>・ランク分け制度など公共工事の発注の基本的枠組みの再構築</li> </ul>			

（出典）国土交通省「建設産業政策2017+10」

# 地域建設業将来展望(全建70周年展望)

大転換期の地域建設業は自ら未来をどう切り拓くのか

## 人口の減少という大転換

- ◇2015年の我が国の人口は、調査開始(1920年)以降、初の減少
  - ◇生産年齢人口の減少と高齢化が一層進行中
  - ◇産業間での激しい人材獲得競争
- 働き方改革を進め、人材獲得競争を勝ち抜き、担い手確保が必要条件

## 第4次産業革命という大転換

- ◇IoTなどの情報通信技術の発達による新たな付加価値の創出
- ◇ロボット、AI、ドローンなど産業、社会生活等で進展中
- ◇従来の産業構造、就業構造の劇的変化
- ◇ICTなどの賢い活用、生産性向上は地域建設業の今後の命運を左右

## 大転換期の地域建設業

自らの変革の好機ととらえ、積極的にチャレンジしながら、地域建設業の強み(地域建設企業力)を活かした取組で新しい時代を構築

### 現状

- ◇建設費削減がピーク時から大転換、必要なインフラ整備の遅延、大規模災害など、大きな人的・経済的損失の発生が懸念。
- ◇建設費の地域間格差、都道府県内の地域間格差拡大。
- ◇限界工事業を下回る地域、廃止・拡大、地域の手不足の拡大懸念。
- ◇除雪の現場の人員・機材の維持困難の顕在化。
- ◇大規模企業と中小・小規模企業の企業間格差、事業継続問題。
- ◇厳しい経営環境における後継者確保、事業継承問題。
- ◇2016年度の建設業就業人数はピーク時から約28%減、国土交通省が試算する2025年度の中長期的な担い手人数見込みに対し47~93万人の不足が生じる見通し。
- ◇専門学卒の減少等による幅広い新集学卒者の募集。
- ◇若者の入職促進・定着とともに、女性、高齢者等の更なる活躍の必要性。
- ◇全建で定めた「働き方改革行動憲章」の下、働き方改革への各企業の具体的な取組が本格化。
- ◇週2日以上の推進、長時間労働是正等に向けた働き方改革待ったなし。
- ◇地域建設業のICT対応は未だ多くの課題。

**地域建設業の強み(地域建設企業力)とは、**  
 ◇地域に暮らし、地域の発展を熟知している優れた技術者、技能者を確保できる企業としての強み  
 ◇生まれ育った地域の地域において誇りを持って働き続ける強み  
 ◇地域の行政、住民と最も身近な顔の見える信頼関係の下で仕事が出来る強み  
 ◇地域のネットワークを最大限活用できる強み  
 ◇地域の資源(人、モノ、資金、環境等)を活かせる強みなど

### 地域建設業の役割

- ◇ **国土形成産業**として良質な住宅・社会資本の形成
  - ◇地域に暮らし、地域を盛り上げた強み、ノウハウを活かした活動
  - ◇安全、耐久性等に優れた良質な住宅、インフラ等提供による発注者や国民の信頼獲得
- ◇ **地域危機管理産業**としての安全・安心の確保
  - ◇災害・防災対応に基づく応急復旧活動による安全・安心の確保
  - ◇インフラの劣化防止としての点検・維持・修繕活動による安全・安心の確保
  - ◇降雪業務による生活道路、幹線道路の安全や中層産業活動の確保
- ◇ **地域活性化・地方創生の主体：事業提案・創造産業**
  - ◇産学官・地域コミュニティ等のパートナー
  - ◇地域づくり、まちづくりの貢献
  - ◇インフラ老朽対策に地域を熟知した地域建設業の関与
- ◇ **人材育成産業**として若者に生業を託せる職場の提供
  - ◇希望の持てるキャリアパスの提示
  - ◇人生設計が可能な処遇の提供
  - ◇仕事と家庭、地域社会生活とが両立可能な働き方の実現
  - ◇安全・安心な現場の構築
- ◇ **地域基幹産業**として経済・社会活動による地域社会への貢献
  - ◇地域経済を支え、地域への波及効果、生産誘発効果の発揮
  - ◇地域の一員として様々な社会活動を通じて地域の魅力・安心の向上

### 将来に亘り役割を果たす

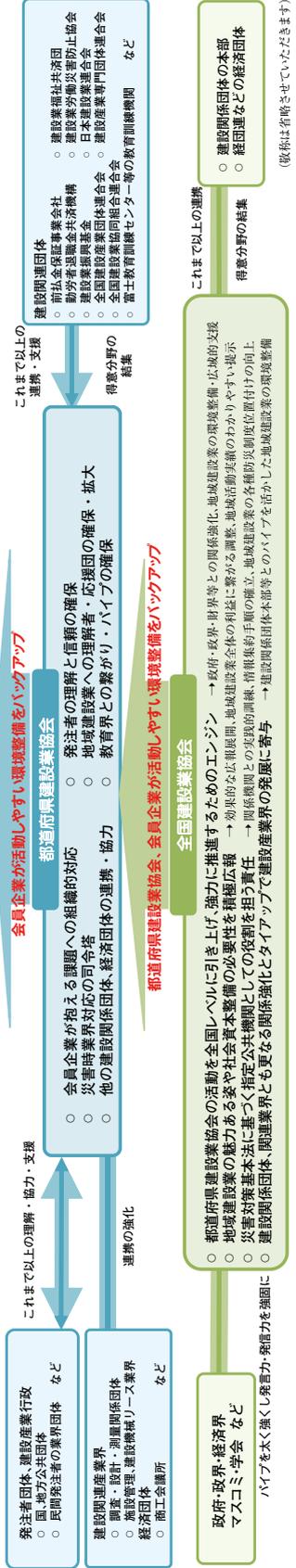
## 地域に求められ続ける地域建設業が目指す方向

- ◇ **地域建設企業力を最大限発揮、活用**
  - ◇良質な住宅・社会資本の形成による信頼獲得
  - ◇インフラ老朽化対策における言語・設備技術からの効率的な施工、計画の提案とともに、インフラメンテナンスエキスパートとしての活躍 など
  - ◇災害等緊急時の体制確保、地域維持型IV等の風力体制 など
  - ◇BCP策定、業界全体での体制整備、地域維持型IV等風力体制 など
  - ◇地域社会の一員としての地域活性化・社会貢献
  - ◇地域活性化、まちづくりへの参画、幅広い関係者との交流・連携 など
- ◇ **確固たる経営基盤の構築**
  - ◇強い生産性を確保できる企業
  - ◇労を見通した、Construction への取組、付加価値を高める努力 など
  - ◇優れた技術力を持つ企業
  - ◇まの備わった技術力の強化、技術力・企画力向上への取組、技術者育成 など
  - ◇働く人運に強い、大企業に近づける企業
  - ◇働き方改革行動憲章に基づき取組強化 など
  - ◇事業継続・危機管理意識の醸成・向上
  - ◇日積月累と連携までの通期・プロセスの明確化とそれに向かう挑戦意識
  - ◇危機管理・リスクマネジメントの確立 など

**新3Kの実現**  
 ○給料がいい  
 ○休暇が取れる  
 ○希望が持てる

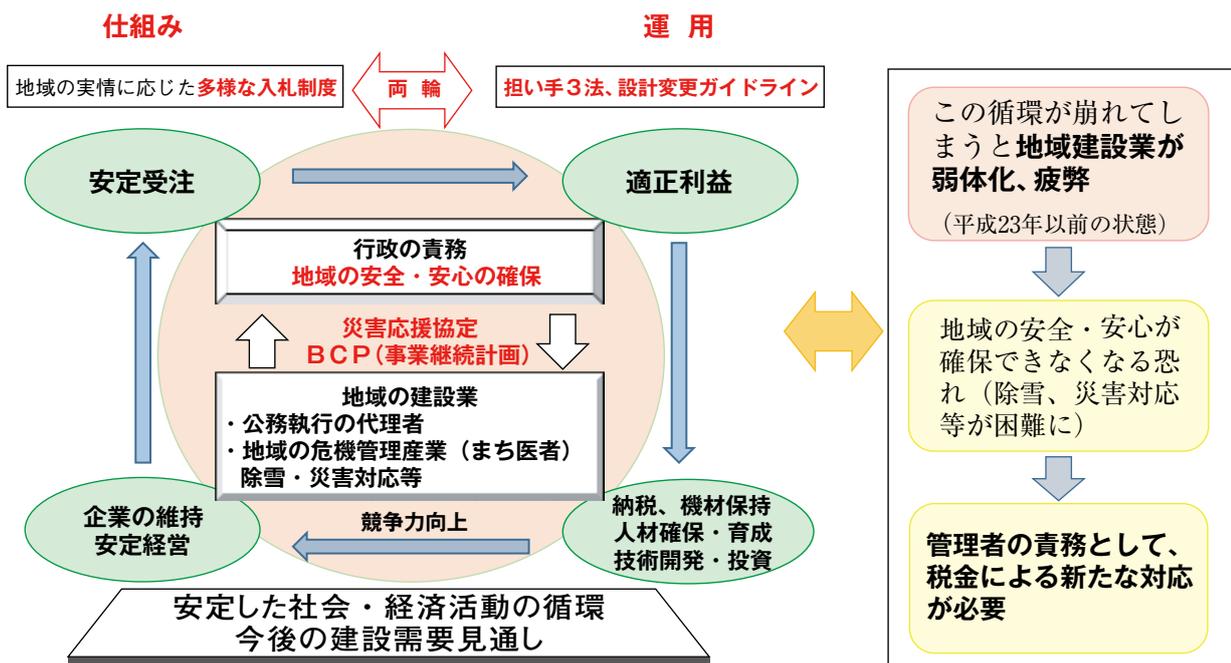
### これからの建設市場

- ◇ **甘くはないが、必ず必要であり、事業拡大が期待できる分野のある市場**
- ◇ **第4次産業革命 (IoT、AI等技術革新の取込み) 下での新たな社会資本形成**
  - ◇コンパウンド・スマート・クラウド・スマート・ハウス、スマート・ファクトリー
  - ◇先進設備、新機械の整備、造形、空想等のインフラ整備
  - ◇コンパウンド・スマート・ハウス等の周辺まちづくり
  - ◇配電センターの巨大化、機械化、省力化、デジタル・トランスラック 走行社会
  - ◇CUT直交床造成・活用による木造高層建築物 など
- ◇ **凶悪化する自然災害や蓄積伝染病などの災害リスクに備えた「国土強靱化」**
  - ◇国民の生命・財産及び社会インフラの被害最小化、迅速な復旧・復興への取組
  - ◇社会資本の耐震化、津波対策、巨大台風などへのハード・ソフト対策
- ◇ **既存の社会資本の維持・更新**
  - ◇今後一着に老朽化するインフラの耐震化、長寿命化、再整備等に伴う投資拡大
  - ◇建設後5年以上に経過する社会資本の長寿命化・更新の必要
- ◇ **世界経済の成長・発展に伴う開かれたゲートウェイとしての我が国の整備**



(出典) 一般社団法人全国建設業協会「地域建設業将来展望」

## 危機管理産業としての地域建設業の維持に向けて

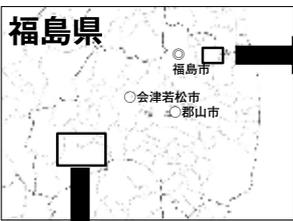
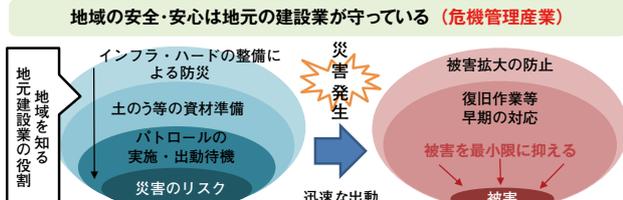


(出典) 一般社団法人福島県建設業協会

## 平成27年9月関東・東北豪雨に対する災害対応状況

- 平成27年9月9日から12日にかけて、台風18号の影響により、関東地方・東北地方を中心に記録的な豪雨となった。本県においても、南会津地域をはじめ県内の広範囲の地域で河川の氾濫、土砂災害などが発生した。
- 一般社団法人福島県建設業協会の会員企業は、地域を守る延べ2,288人の人員と延べ1,022台の重機を出動させ、通行止めとなった道路等の早期復旧作業にあたった。

福島県建設業協会 会員企業による災害対応出動状況 (9月9日～9月18日)		
出動会員企業数	出動作業人員数 (延べ数)	出動機械等台数 (延べ数)
126社 (会員企業数243社)	2,288人	1,022台 (バックホー、ダンプ等)



規制開始時間 平成27年9月10日 21時00分
全面解除時間 平成27年9月17日 6時00分

※2



規制開始時間 平成27年9月9日 20時00分
全面解除時間 平成27年9月12日 19時00分

※2

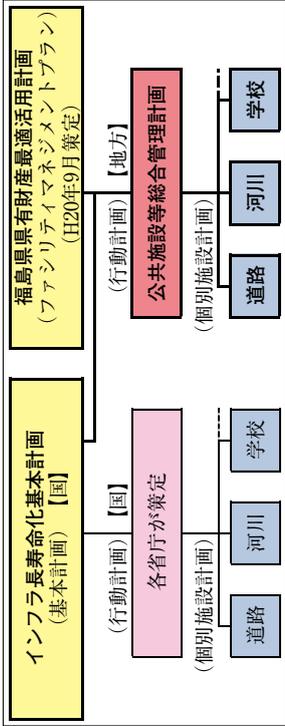
※1 引用 <http://m-teshigawara.com/kawaraban/news/entry-1969.html>  
 ※2 参考・引用 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/133672.pdf>

(出典) 一般社団法人福島県建設業協会

## 福島県公共施設等総合管理計画【概要版】

### 第1 計画策定の趣旨及び位置付け

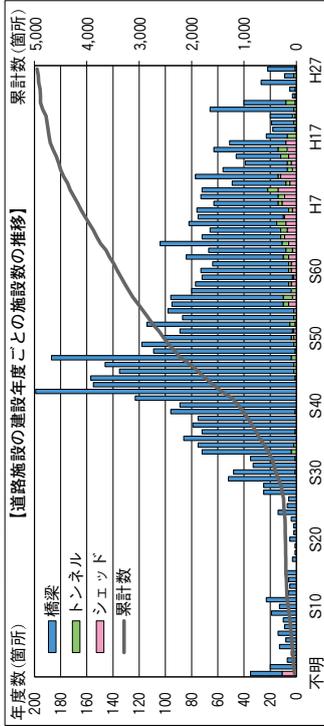
公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）に基づき策定



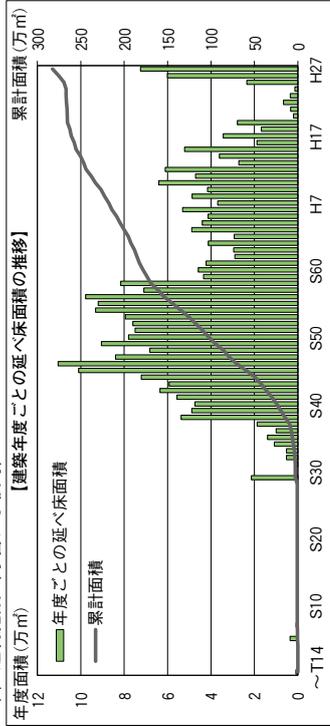
### 第2 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### 1 公共施設の現況

##### (1) インフラ施設 (道路施設)

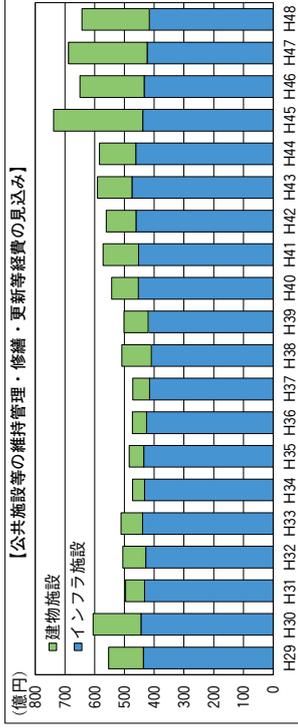


##### (2) 建物施設 (庁舎、学校等)

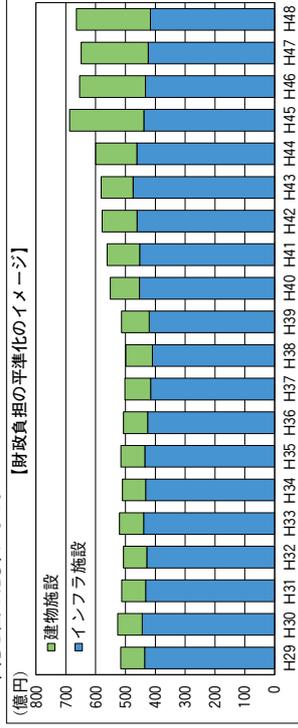


(出典) 福島県「福島県公共施設等総合管理計画」

## 2 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや財政状況 (1) 中長期的な経費の見込み



【公共施設等の維持管理・修繕・更新等経費の見込み】  
建物施設については年度ごとのバラつきが大きいため、今後財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。



#### (2) 今後の財政見通しについて

今後5年間（平成28年度から平成32年度まで）で累計2,000億円程度の財源不足が見込まれており、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が必要とされる。

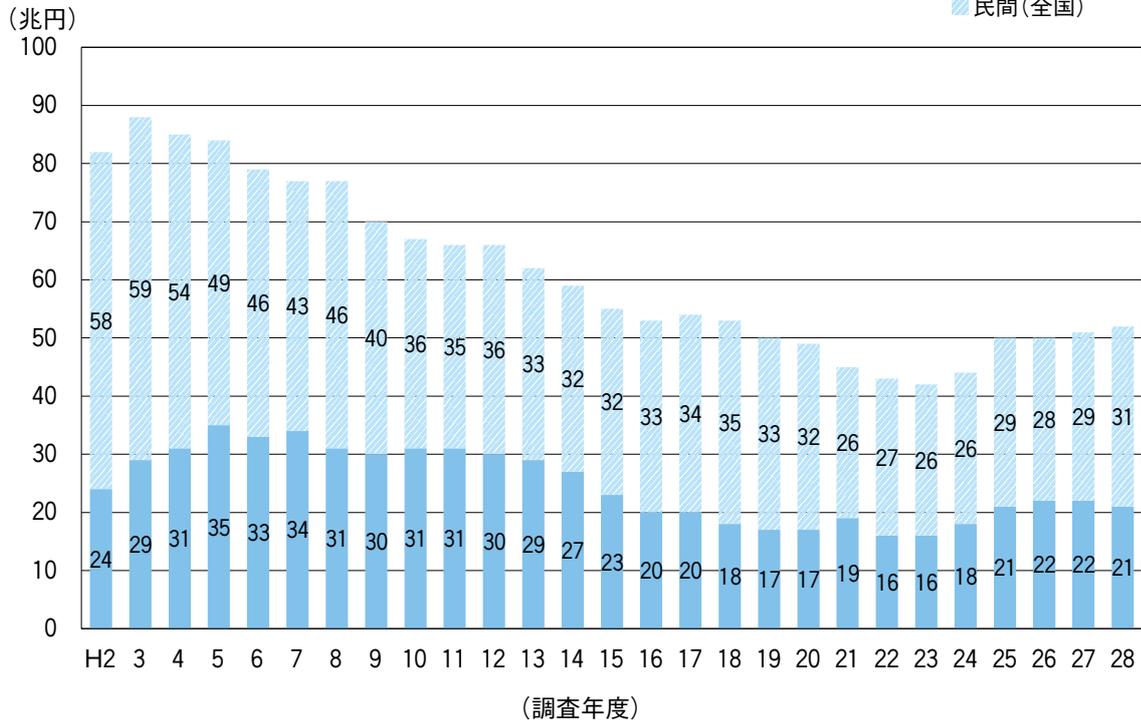
### 第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1 対象施設  
本県が所有又は管理する全ての公共施設等
- 2 計画期間  
平成38年度まで
- 3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・情報共有  
県有財産最適活用推進委員会（構成員：各部長・各課長等）において、情報共有を図る。
- 4 現状や課題に関する基本認識  
維持管理・修繕等の計画的な実施、社会情勢の変化への対応、財政負担の軽減・平準化が必要であること。
- 5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方  
性能の向上、長寿命化、維持管理経費の削減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指す。

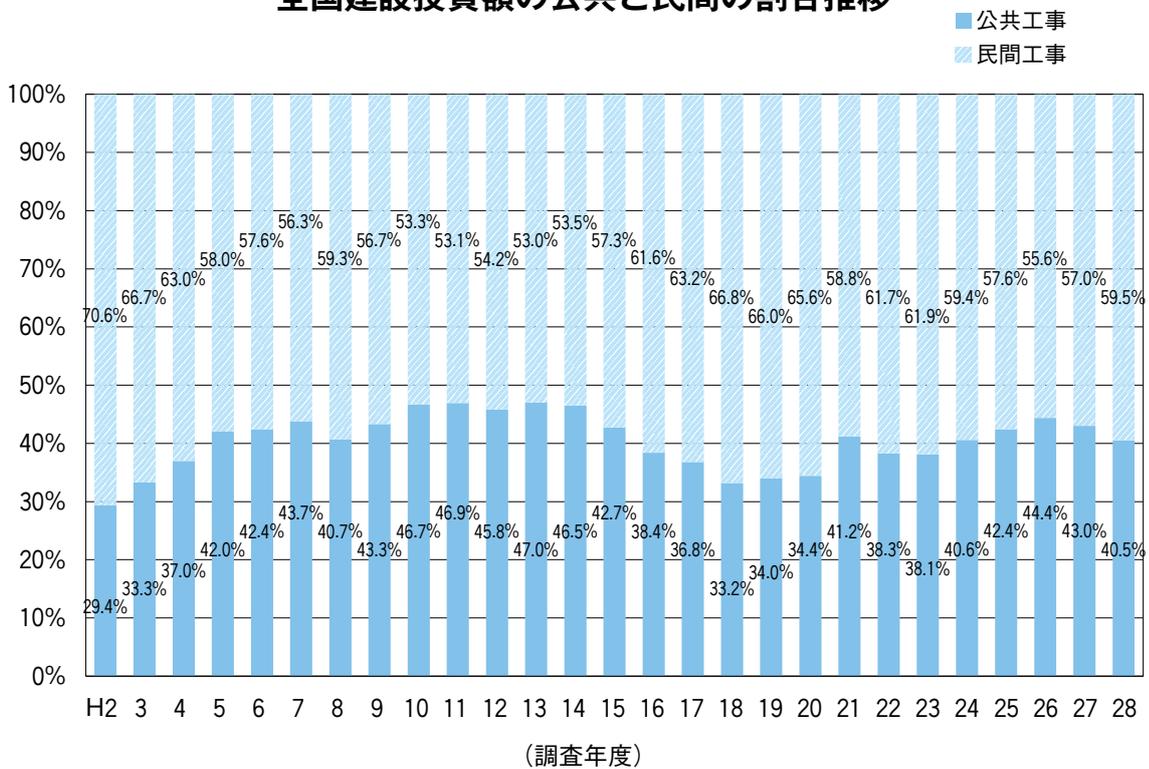
### 第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第3の基本的な方針に基づき、道路、河川等の施設類型ごとに現状や課題に関する基本認識や管理に関する基本的な方針を記載する。

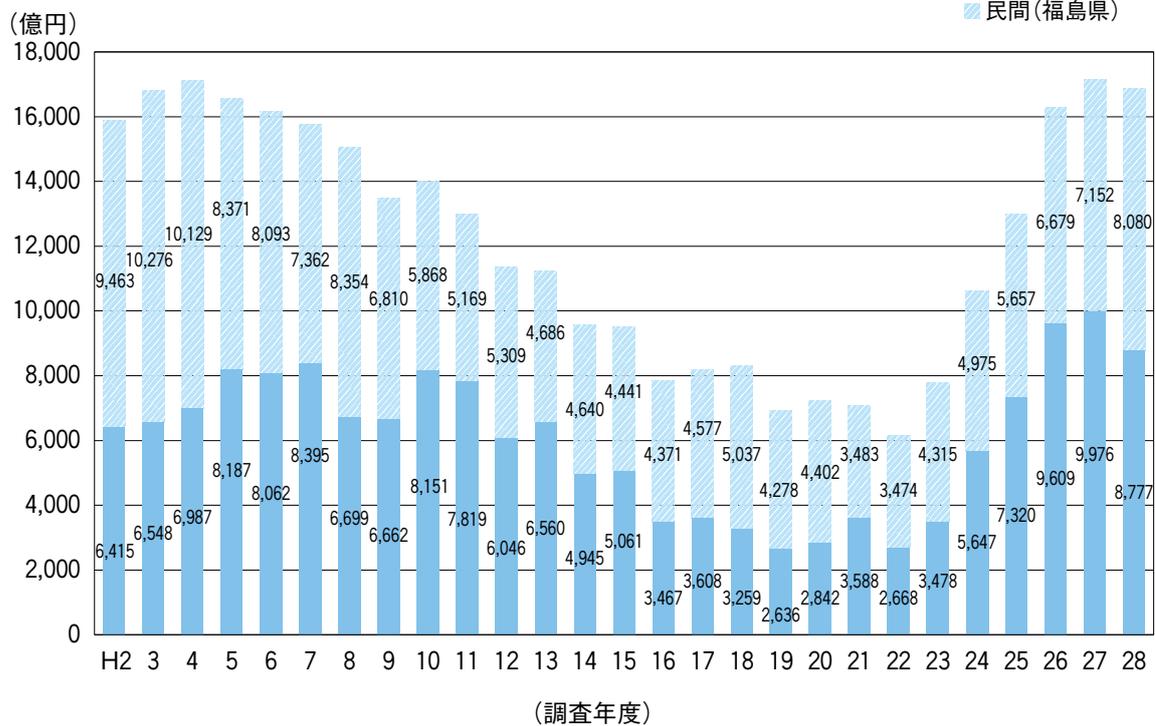
### 全国建設投資額の推移



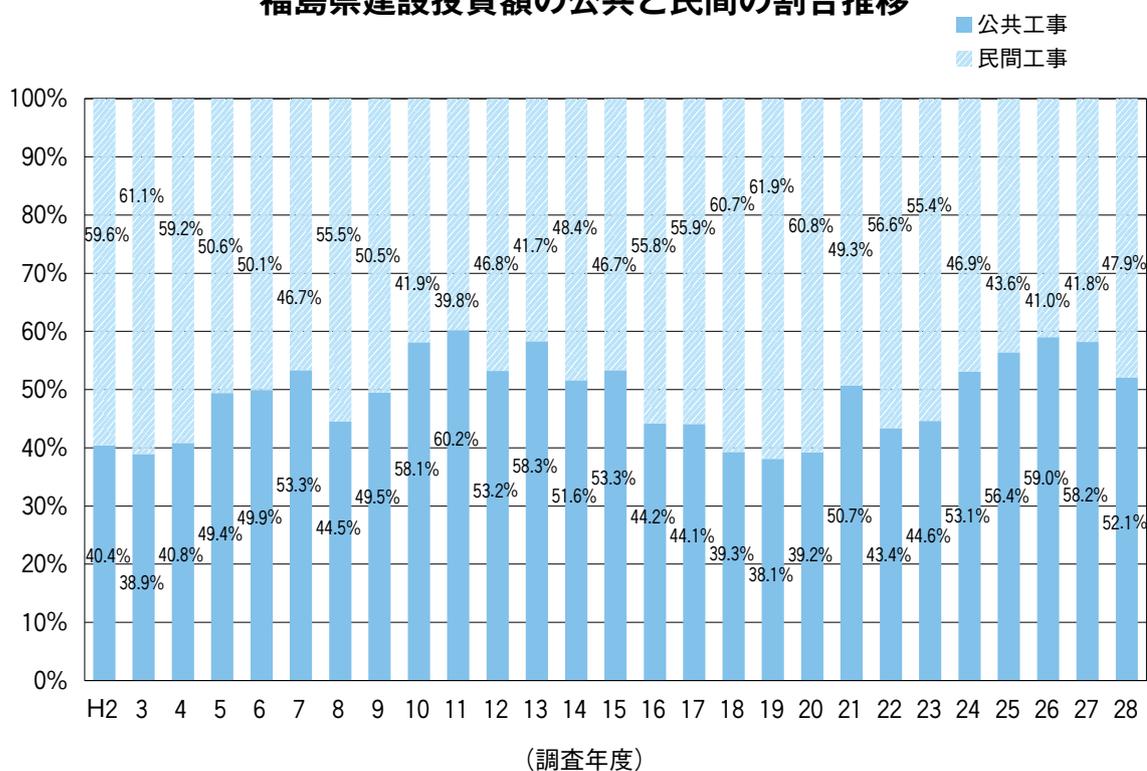
### 全国建設投資額の公共と民間の割合推移



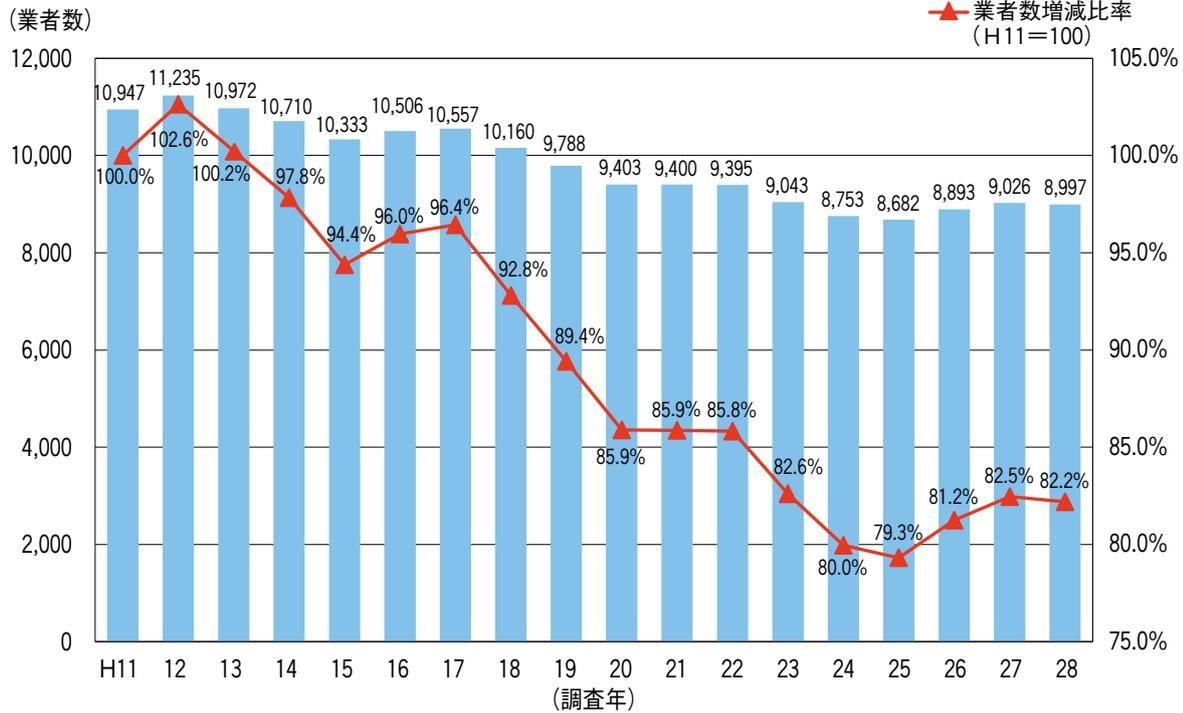
## 福島県建設投資額の推移



## 福島県建設投資額の公共と民間の割合推移

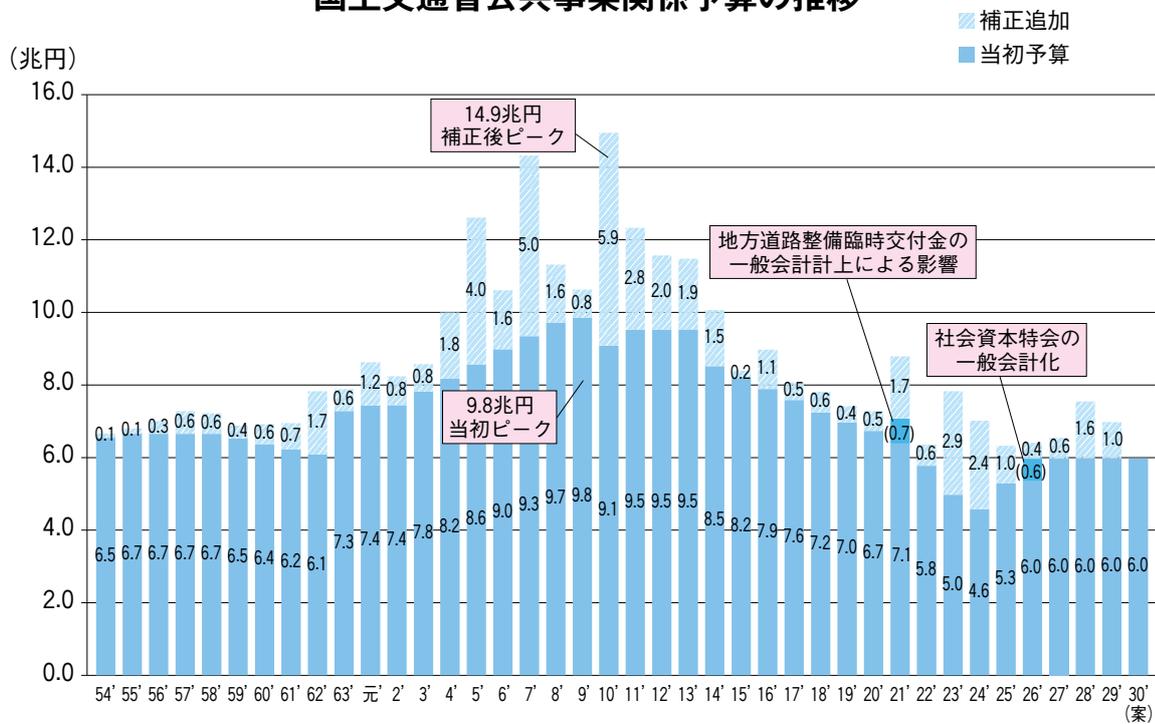


## 福島県建設業許可業者数の推移



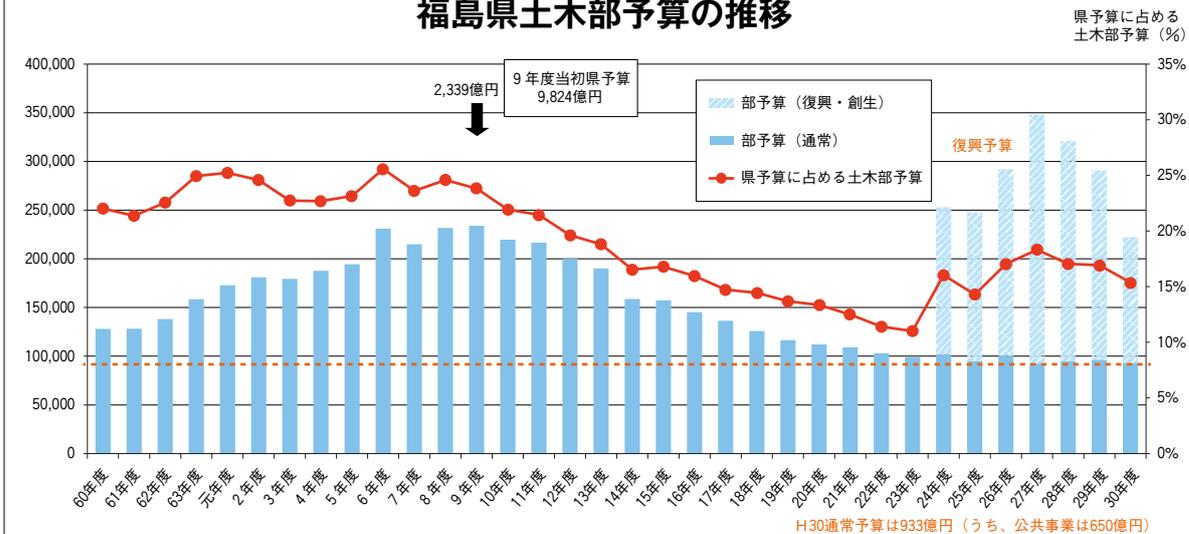
※折れ線グラフは、平成11年を「100」とした場合での業者数増減を比率で示した  
(出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

## 国土交通省公共事業関係予算の推移



(注) NTT-A、B（償還時補助等を除く）を含む。  
(出典) 国土交通省

### 福島県土木部予算の推移



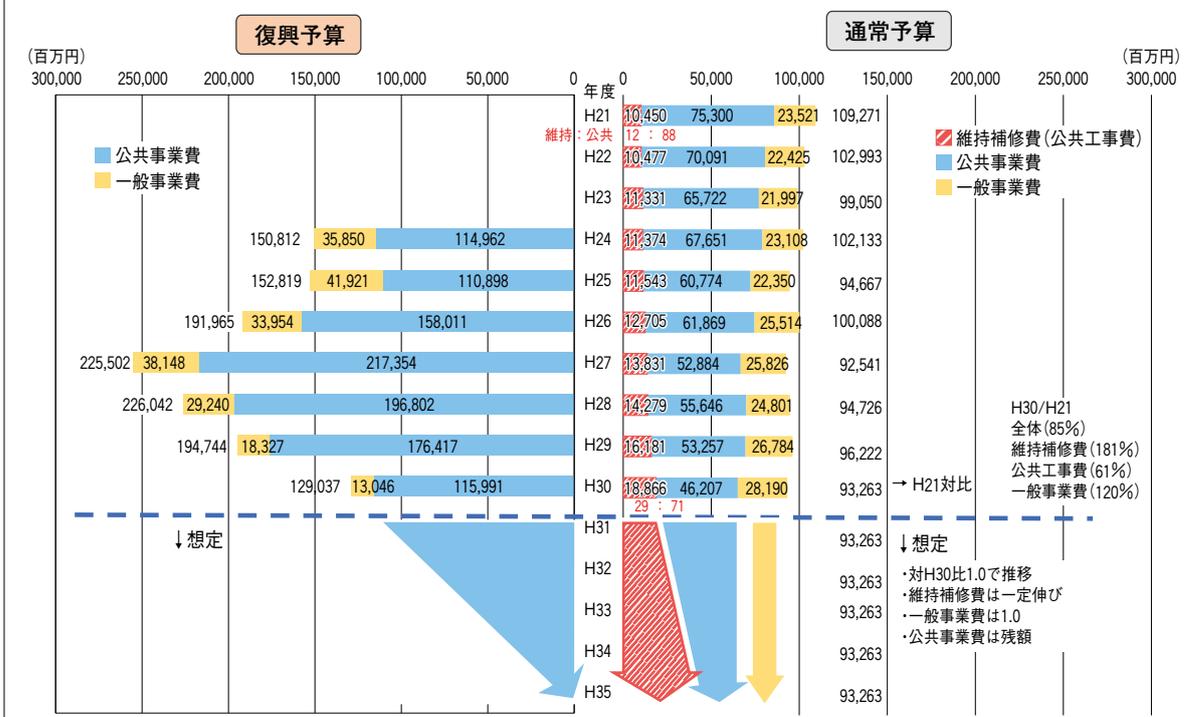
年 度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
土木部予算額	127,957	128,261	138,146	158,491	172,924	181,052	179,466	187,697	194,460	230,947	214,951	231,674	233,933	219,655	216,689	200,014	190,031
県予算額に占める土木部の割合	22.0%	21.4%	22.6%	24.9%	25.2%	24.6%	22.7%	22.7%	23.1%	25.6%	23.6%	24.6%	23.8%	21.9%	21.5%	19.6%	18.8%
県予算額	559,629	581,216	600,041	612,543	635,482	685,704	736,629	789,818	827,163	840,152	902,858	942,672	982,417	1,001,757	1,009,817	1,019,420	1,010,168

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
土木部予算額	158,754	157,353	145,217	136,298	125,890	116,500	112,246	109,271	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300
県予算額に占める土木部の割合	16.5%	16.8%	16.0%	14.7%	14.5%	13.7%	13.4%	12.5%	11.4%	11.0%	16.0%	14.3%	17.0%	18.3%	17.0%	16.9%	15.4%
県予算額	959,943	936,633	909,629	925,035	870,929	851,189	840,719	875,448	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,714,513	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212

(出典) 福島県「平成30年度土木部当初予算案の概要」

### 福島県復興予算と通常予算の推移と今後



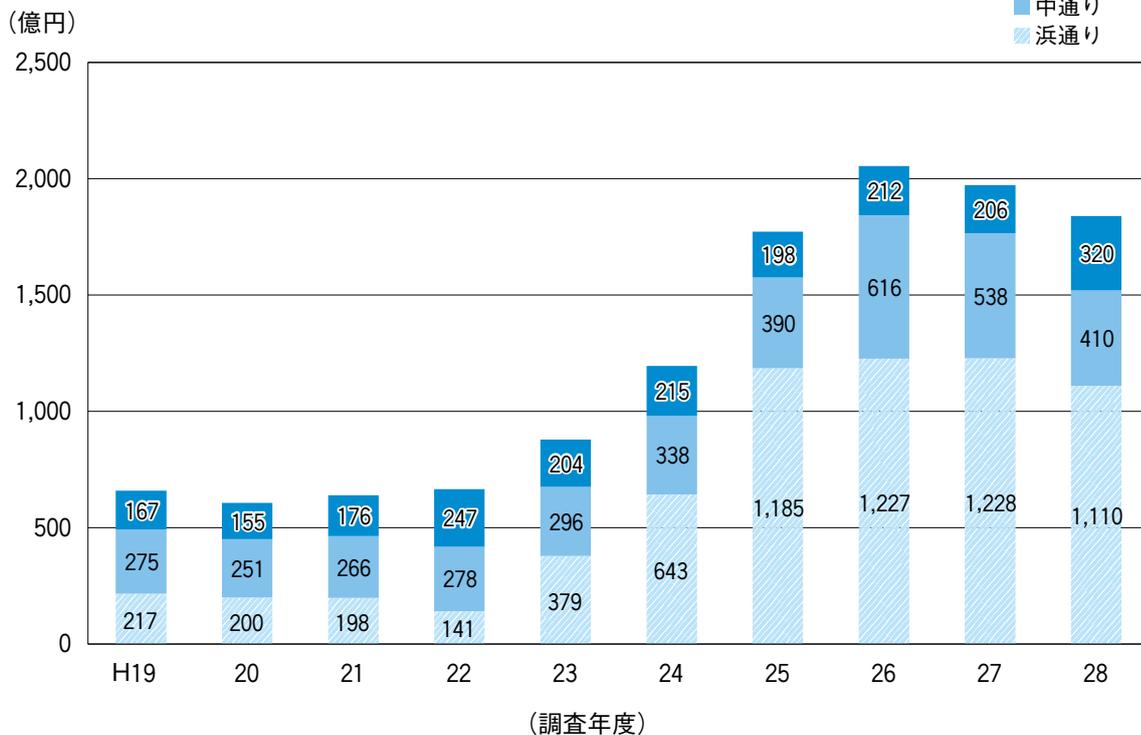
※H21～H30は福島県土木部データをグラフ化 H31以降は独自の想定  
 (出典) 一般社団法人福島県建設業協会

## 地域別東日本大震災の復旧状況

地域	年度	査定決定件数	着工件数	着工率	完了件数	完了率
浜通り	H25年度	1,516	1,206	79.6%	771	50.9%
	H26年度	1,547	1,374	88.8%	947	61.2%
	H27年度	1,566	1,456	93.0%	1,203	76.8%
	H28年度	1,562	1,548	99.1%	1,342	85.9%
	H29年度	1,583	1,552	98.0%	1,402	88.6%
中通り	H25年度	541	528	97.6%	528	97.6%
	H26年度	534	534	100.0%	533	99.8%
	H27年度	534	534	100.0%	534	100.0%
	H28年度	534	534	100.0%	534	100.0%
	H29年度	535	535	100.0%	535	100.0%
会津	H25年度	26	26	100.0%	26	100.0%
	H26年度	26	26	100.0%	26	100.0%
	H27年度	26	26	100.0%	26	100.0%
	H28年度	26	26	100.0%	26	100.0%
	H29年度	26	26	100.0%	26	100.0%
全地域	H25年度	2,083	1,760	84.5%	1,325	63.6%
	H26年度	2,107	1,934	91.8%	1,506	71.5%
	H27年度	2,126	2,016	94.8%	1,763	82.9%
	H28年度	2,122	2,108	99.3%	1,902	89.6%
	H29年度	2,144	2,113	98.6%	1,963	91.6%

(出典) 福島県「災害復旧工事進捗状況」 ※各年度末時点 (H29年度のみH30.2.28時点)

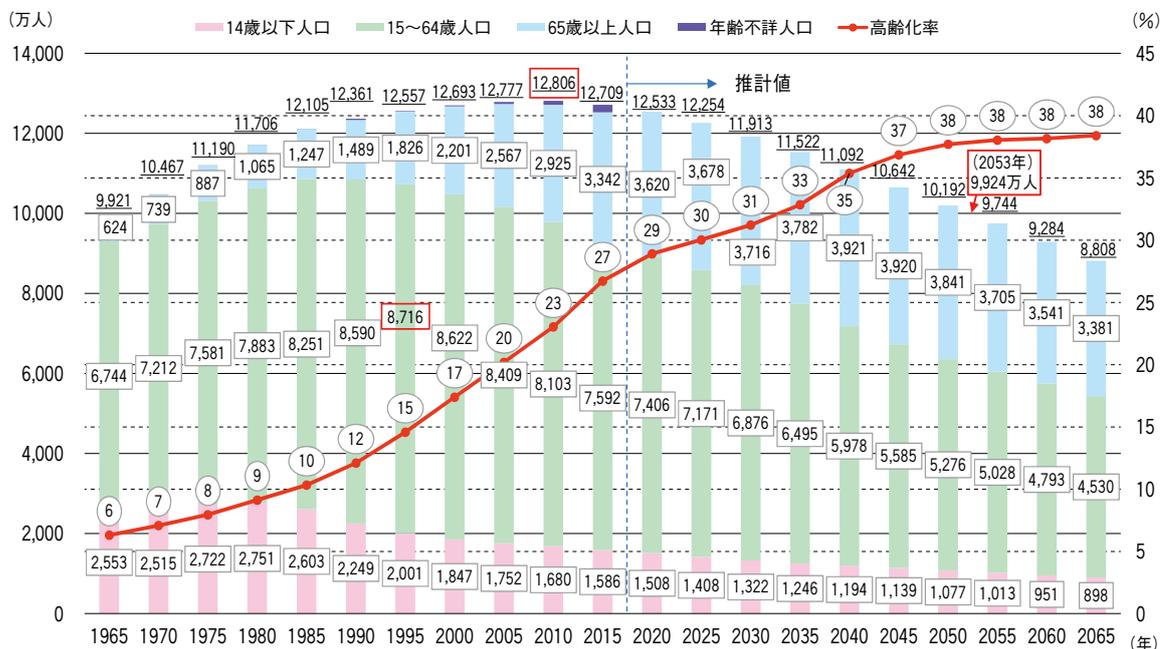
## 福島県発注工事の地域別契約金額の推移



(出典) 福島県「県発注工事の入札結果」

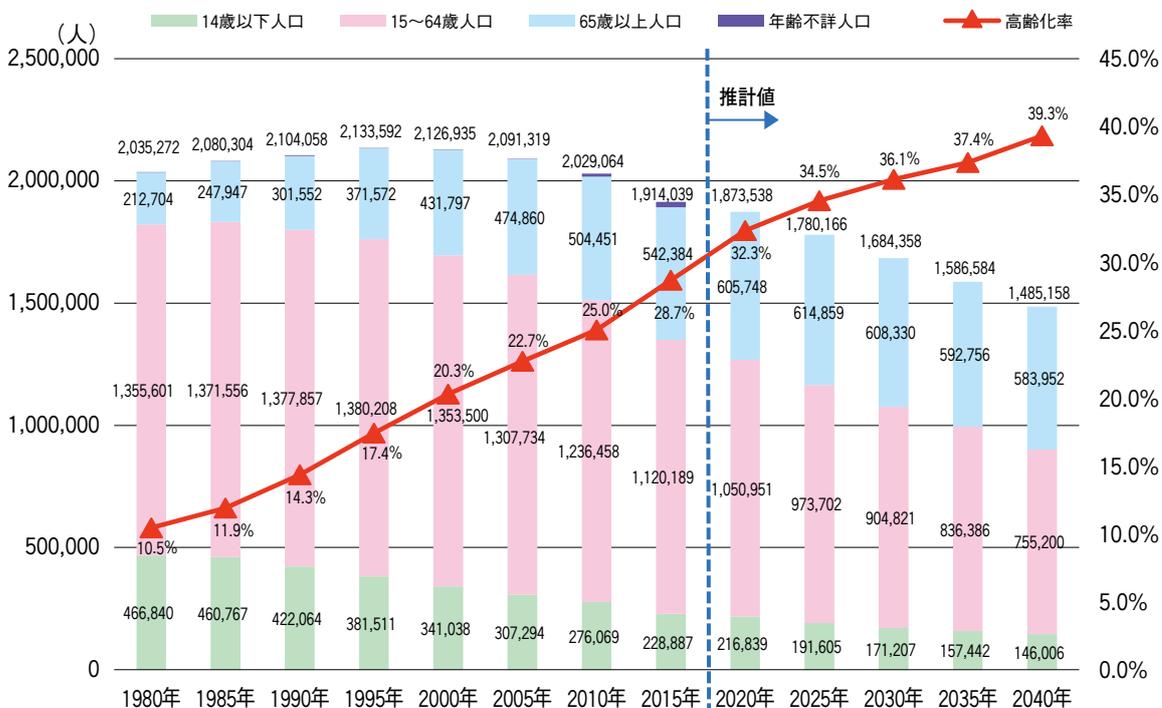
## 総人口と高齢化率の推移

- 生産年齢人口(15~64歳人口)は1995年をピークに減少し、総人口も2010年をピークに減少。
- 2053年には総人口が1億人を割り込む見込み。



(出典) 国土交通省「建設産業政策2017+10」

## 福島県の総人口と高齢化率の推移

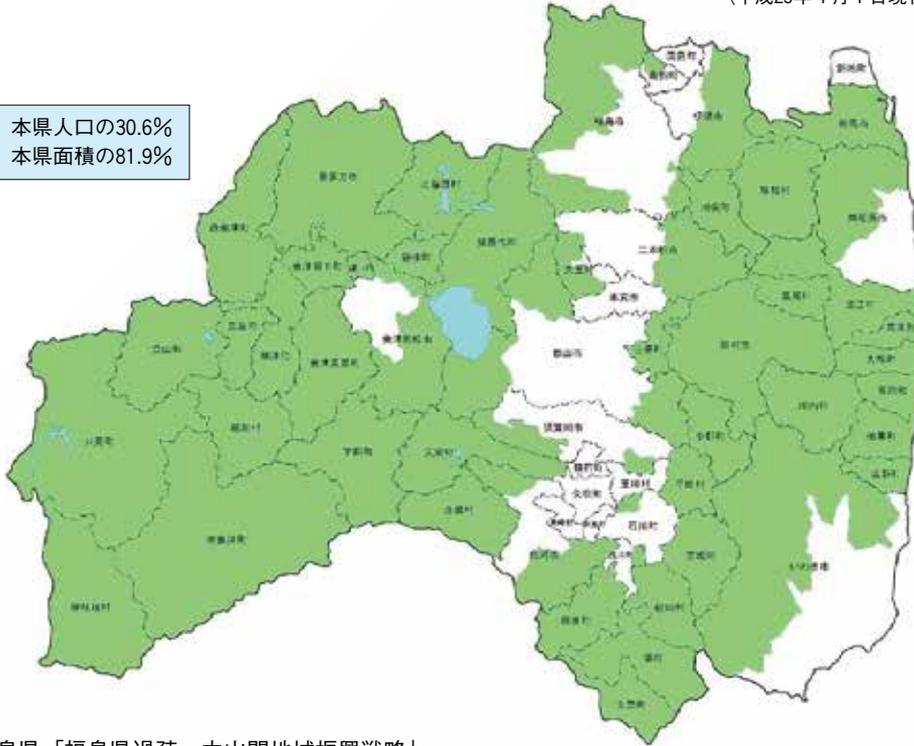


(出典) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)推計」

## 過疎・中山間地域の範囲

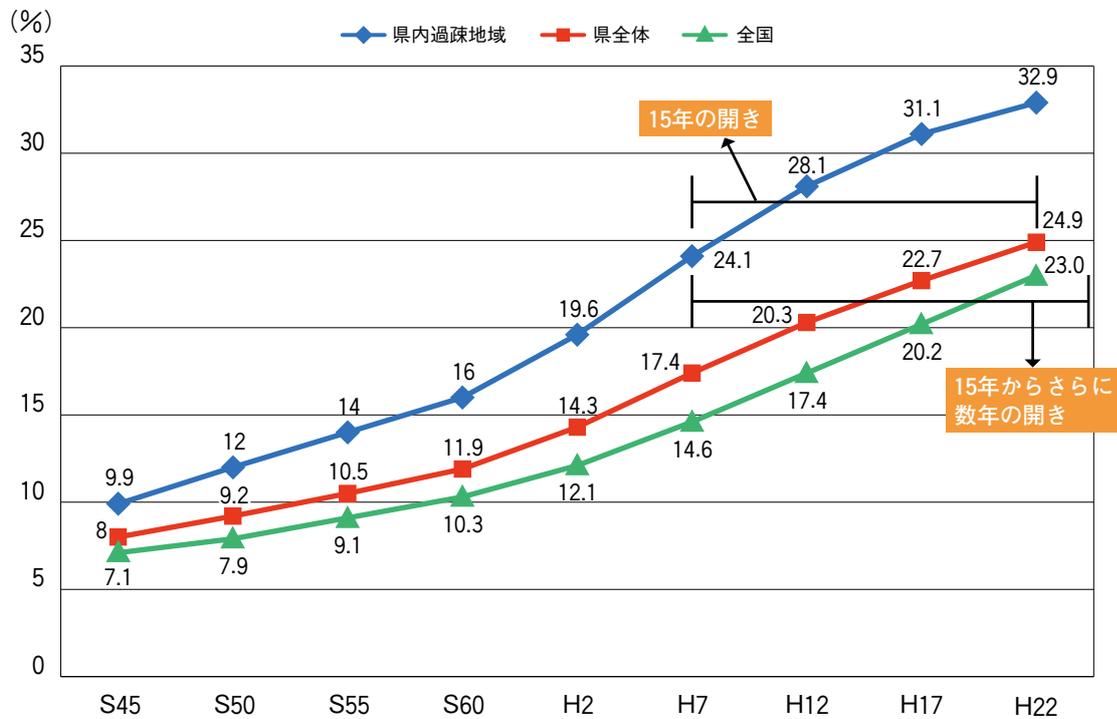
(平成25年4月1日現在 51市町村)

人口 本県人口の30.6%  
面積 本県面積の81.9%



(出典) 福島県「福島県過疎・中山間地域振興戦略」

## 高齢化率の推移



(出典) 福島県「福島県過疎・中山間地域振興戦略」

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

### <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

### <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

- H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4 公布・施行

#### ☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・ **現在及び将来の公共工事の品質確保** ・ 公共工事の品質確保の **担い手の中長期的な育成・確保** の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の **中長期的な育成・確保** ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の **維持管理の実施**
  - ・ 災害対応を含む **地域維持**の担い手確保へ配慮 ・ **ダンピング受注の防止**
  - ・ **下請契約を含む**請負契約の適正化と公共工事に従事する者の **賃金、安全衛生等の労働環境改善**
  - ・ 技術者能力の資格による評価等による **調査設計(点検・診断を含む)**の品質確保 等

#### ☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

#### 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- **担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保** できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した **予定価格の適正な設定**
  - **不調、不落**の場合等における **見積り徴収**
  - **低入札価格調査基準**や **最低制限価格**の設定
  - **計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更** ○ **発注者間の連携の推進** 等
- 効果 →
- ・ **最新単価や実態を反映した予定価格**
  - ・ **歩切りの根絶**
  - ・ **ダンピング受注の防止** 等

#### ☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- **技術提案交渉方式** → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- **段階的選抜方式** (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- **地域社会資本の維持管理に資する方式** (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- **若手技術者・技能者の育成・確保**や **機械保有、災害時の体制等**を **審査・評価**

法改正の理念を現場で実現するために、 ○国と地方公共団体が相互に **緊密な連携**を図りながら協力  
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の **運用指針**を策定

(出典) 国土交通省

## インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

### 1. 目指すべき姿

- **安全で強靱なインフラシステムの構築**
  - メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
  - 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ(2030年)等
- **総合的・一体的なインフラマネジメントの実現**
  - 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
  - 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保(2020年頃)等
- **メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化**
  - 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
  - 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得(2030年)

### 2. 基本的な考え方

- **インフラ機能の確実かつ効率的な確保**
  - メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
  - 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保
- **メンテナンス産業の育成**
  - 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導
- **多様な施策・主体との連携**
  - 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
  - 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

### 3. 計画の策定内容

- **インフラ長寿命化計画(行動計画)**
  - 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性等)
- **個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)**
  - 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等)

### 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 【民間企業】入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

### 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

(出典) 国土交通省「インフラ長寿命化基本計画」

## 福島県内の主な土木施設数（全管理者分）

施設名	単位	管 理 施 設 数					出 典
		計	内 訳				
			国	県	市町村	高 速	
道 路	km	39,153.1	492.6	5,619.2	32,647.2	394.1	道路統計年報2016（国土交通省）
橋 梁	橋	18,171	912	4,317	12,189	753	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議 （東北地方整備局）
トンネル	箇所	241	35	154	25	27	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議 （東北地方整備局）
道路附属物 （シェッド、歩道 橋、門型標識等）	箇所	866	183	419	65	199	平成28年度第2回福島県道路メンテナンス会議 （東北地方整備局）
河 川	km	5,443.2	222.5	4,605.7	615.0	-	平成27年度国土交通白書（国土交通省）

（出典）建設マネジメント技術 2018年2月号

## 福島県管理道路の現況

事務所名	実延長 (m)	実 延 長 の 種 類 別 内 訳						
		道 路	トンネル		踏 切 道		橋りょう	
		延 長	個数	延 長	個数	延 長	個数	延 長
<b>県北事務所計</b>	<b>911,154</b>	<b>883,005</b>	<b>15</b>	<b>9,511</b>	<b>6</b>	<b>72</b>	<b>607</b>	<b>18,568</b>
県北建設	384,365	365,059	13	8,745	3	28	266	10,535
保原土木	233,278	228,777	1	509	1	14	176	3,978
二本松土木	293,511	289,169	1	257	2	30	165	4,055
<b>県中事務所計</b>	<b>1,259,331</b>	<b>1,231,070</b>	<b>19</b>	<b>7,877</b>	<b>26</b>	<b>269</b>	<b>878</b>	<b>20,095</b>
県中建設	356,598	346,991	5	4,090	6	85	252	5,925
三春土木	377,322	370,687	5	1,496	12	113	240	5,026
須賀川土木	256,595	251,031	3	680	3	30	156	4,345
石川土木	268,816	262,361	6	1,611	5	41	230	4,799
<b>県南事務所計</b>	<b>588,098</b>	<b>571,003</b>	<b>11</b>	<b>8,250</b>	<b>2</b>	<b>21</b>	<b>419</b>	<b>8,822</b>
県南建設	301,369	290,104	5	6,538	1	13	184	4,712
棚倉土木	286,729	280,899	6	1,712	1	8	235	4,110
<b>会津若松事務所計</b>	<b>629,328</b>	<b>605,863</b>	<b>20</b>	<b>7,266</b>	<b>15</b>	<b>149</b>	<b>485</b>	<b>15,443</b>
会津若松建設	387,859	375,228	8	2,779	14	138	298	9,718
宮下土木	241,469	230,635	12	4,487	1	11	187	5,725
<b>喜多方事務所計</b>	<b>532,590</b>	<b>512,242</b>	<b>18</b>	<b>7,570</b>	<b>10</b>	<b>109</b>	<b>429</b>	<b>12,667</b>
喜多方建設	348,955	332,810	15	6,669	6	68	307	9,406
猪苗代土木	183,635	179,432	3	901	4	41	122	3,261
<b>南会津事務所計</b>	<b>449,720</b>	<b>427,766</b>	<b>21</b>	<b>11,430</b>	<b>4</b>	<b>35</b>	<b>410</b>	<b>10,486</b>
南会津建設	195,032	179,900	12	9,844	4	35	157	5,251
山口土木	254,688	247,866	9	1,586	0	0	253	5,235
<b>相双事務所計</b>	<b>791,918</b>	<b>766,138</b>	<b>23</b>	<b>9,141</b>	<b>17</b>	<b>216</b>	<b>697</b>	<b>16,419</b>
相双建設	418,522	409,141	3	898	9	114	397	8,369
富岡土木	373,396	356,997	20	8,243	8	102	300	8,050
<b>いわき事務所計</b>	<b>564,070</b>	<b>543,238</b>	<b>27</b>	<b>9,742</b>	<b>11</b>	<b>98</b>	<b>491</b>	<b>11,234</b>
いわき建設	407,622	397,665	17	2,728	11	98	366	7,373
勿来土木	156,448	145,573	10	7,014	0	0	125	3,861
<b>事務所合計</b>	<b>5,726,209</b>	<b>5,540,325</b>	<b>154</b>	<b>70,787</b>	<b>91</b>	<b>969</b>	<b>4,416</b>	<b>113,734</b>

（出典）福島県「国道現況調査（平成29年4月1日現在）」

## 県内市町村道担当の技術職員数

市町村名	職員数	市町村名	職員数	市町村名	職員数	市町村名	職員数
福島市	31	平田村	0	北塩原村	4	只見町	1
二本松市	11	浅川町	0	西会津町	6	相馬市	9
伊達市	9	古殿町	0	磐梯町	0	南相馬市	27
本宮市	5	三春町	7	猪苗代町	6	新地町	2
桑折町	0	小野町	5	会津若松市	22	飯館村	6
国見町	0	白河市	7	会津坂下町	6	広野町	6
川俣町	6	西郷村	0	湯川村	1	楢葉町	6
大玉村	0	泉崎村	2	柳津町	0	富岡町	13
郡山市	47	中島村	0	会津美里町	2	川内村	0
須賀川市	9	矢吹町	2	三島町	0	大熊町	3
田村市	4	棚倉町	5	金山町	0	双葉町	4
鏡石町	4	矢祭町	3	昭和村	0	浪江町	0
天栄村	0	埴町	0	南会津町	2	葛尾村	0
石川町	3	鮫川村	2	下郷町	4	いわき市	39
玉川村	0	喜多方市	16	檜枝岐村	0	合計	347

○技術者がいない市町村数の割合  
市 0/13 (0%)  
町 10/31 (32%)  
村 10/15 (67%)

○技術者の割合  
市 236/347 (68%)  
町 96/347 (28%)  
村 15/347 (4%)

特に、市町村における  
橋梁等の構造物管理に携わる  
土木技術者不足への対応が課題

(出典) 福島県「平成29年度市町村道実態調査」

## 事業承継に関する課題と対応の方向性（事業承継5ヶ年計画）

### 現状認識

- ①中小企業経営者の高齢化（66歳の経営者が最も多い）  
⇒今後5年間で30万以上の経営者が70歳になるにもかかわらず、6割が後継者未定
- ②高齢化が進むと企業の業績が停滞  
（売上増は70代で14%、30代で51%）
- ③70代の経営者でも承継準備を行っている経営者は半数

### 目指すべき姿

地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備

### 施策の方向性

今後、5年程度を事業承継支援の集中実施期間とし、支援体制、支援施策を抜本的に強化

#### 経営者の「気付き」の提供

- 事業承継プレ支援のプラットフォームの構築  
⇒5年間で25～30万社を対象にプッシュ型の事業承継診断を実施。  
⇒事業承継支援を行う専門人材の育成・活用。

#### 後継者が継ぎたくくなるような環境を整備

- 早期承継のインセンティブの強化  
⇒後継者による新機軸・業界転換等の経営革新を支援。  
⇒小規模事業者が強みを発見するための事業計画作成支援。  
⇒資金繰り・採算管理等の早期段階からの経営改善の取組を支援。  
⇒再生施策との連携強化。  
⇒事業承継税制の更なる活用を図る。

#### 後継者マッチング支援の強化

- 小規模M&Aマーケットの形成  
⇒事業引継ぎ支援センターの強化。  
⇒DBの開示範囲の拡大、民間DBとの相互乗り入れ  
(29年度M&A等成約目標1,000件、5年後目標2,000件)

#### 事業からの退出や事業統合等をしやすい環境の整備

- サプライチェーン・地域における事業統合等の支援  
⇒下請振興法の自主行動計画に事業承継に関する取組を明記。  
自主行動計画のフォローアップを行い、業界への浸透を図る。  
⇒中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討。

#### 経営人材の活用

- 経営スキルの高い人材を事業承継支援へ活用  
⇒経営人材の後継者不在企業への参画を促進するための人材紹介会社と事業引継ぎ支援センターとの連携。  
⇒経営人材の活用を促進するためのインセンティブ策等の検討。

(出典) 中小企業庁 平成29年7月「中小企業の事業承継に関する集中実施期間について」

## 働き方改革実行計画（平成29年3月28日決定）

（現行制度の適用除外等の取扱）

- 建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

- 取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

（出典）国土交通省「建設産業政策2017+10」

## 建設業における時間外労働規制の見直し

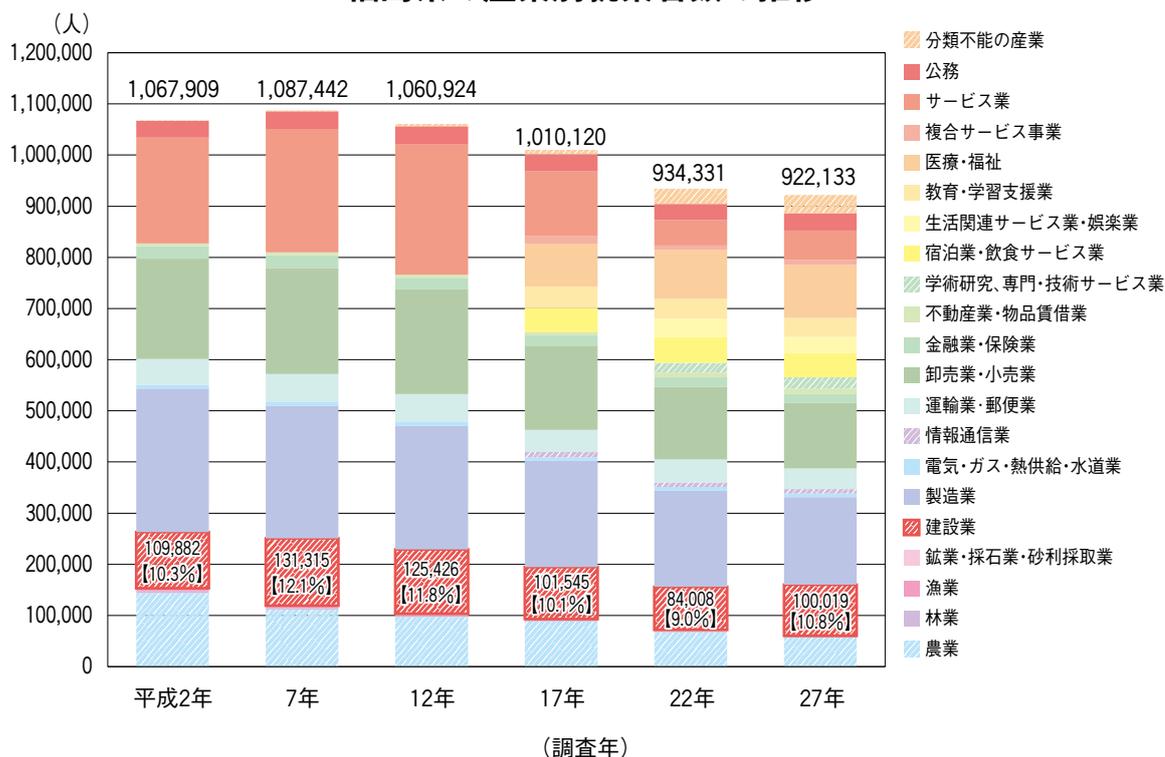
- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が決定され（平成29年3月28日）、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。  
①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能 <small>(労基法33条)</small>	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項）  (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間（月平均60時間） ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） b. 単月100時間未満（休日出勤を含む） c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a,bは適用しない <sup>(※)</sup> が、将来的には一般則の適用を目指す。 <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

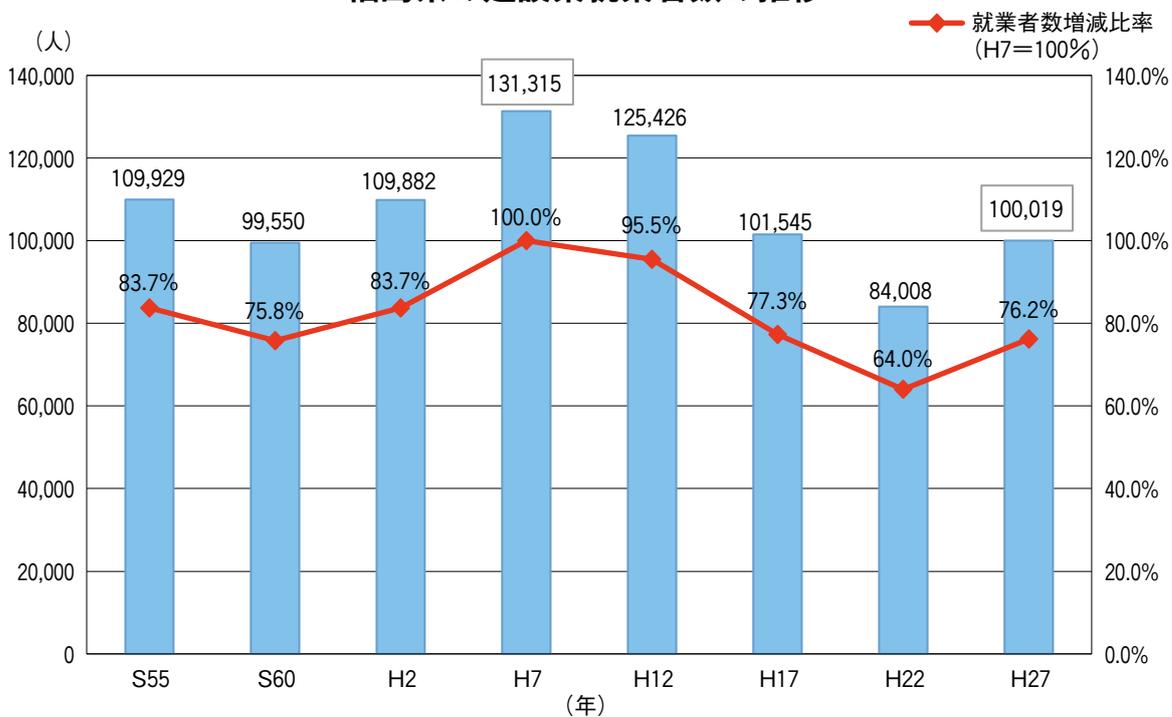
※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

（出典）国土交通省「建設産業政策2017+10」

## 福島県の産業別就業者数の推移

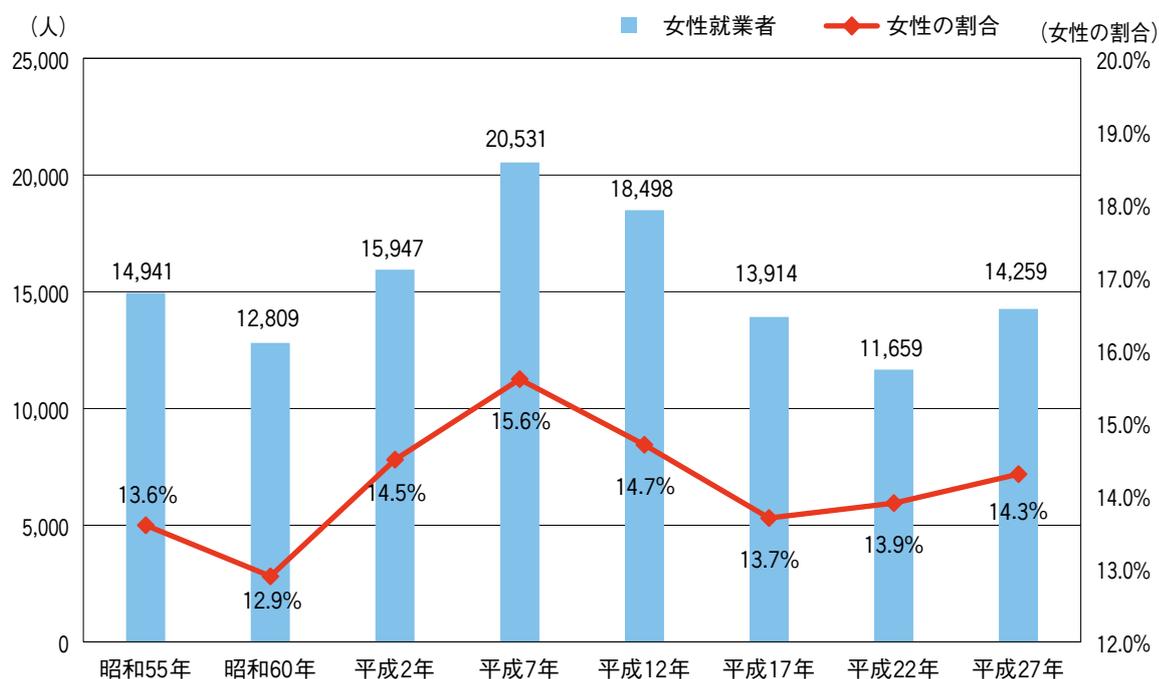


## 福島県の建設業就業者数の推移



※折れ線グラフは、平成7年を「100」とした場合での就業者数の増減を比率で表した  
 (出典) 総務省「国勢調査」

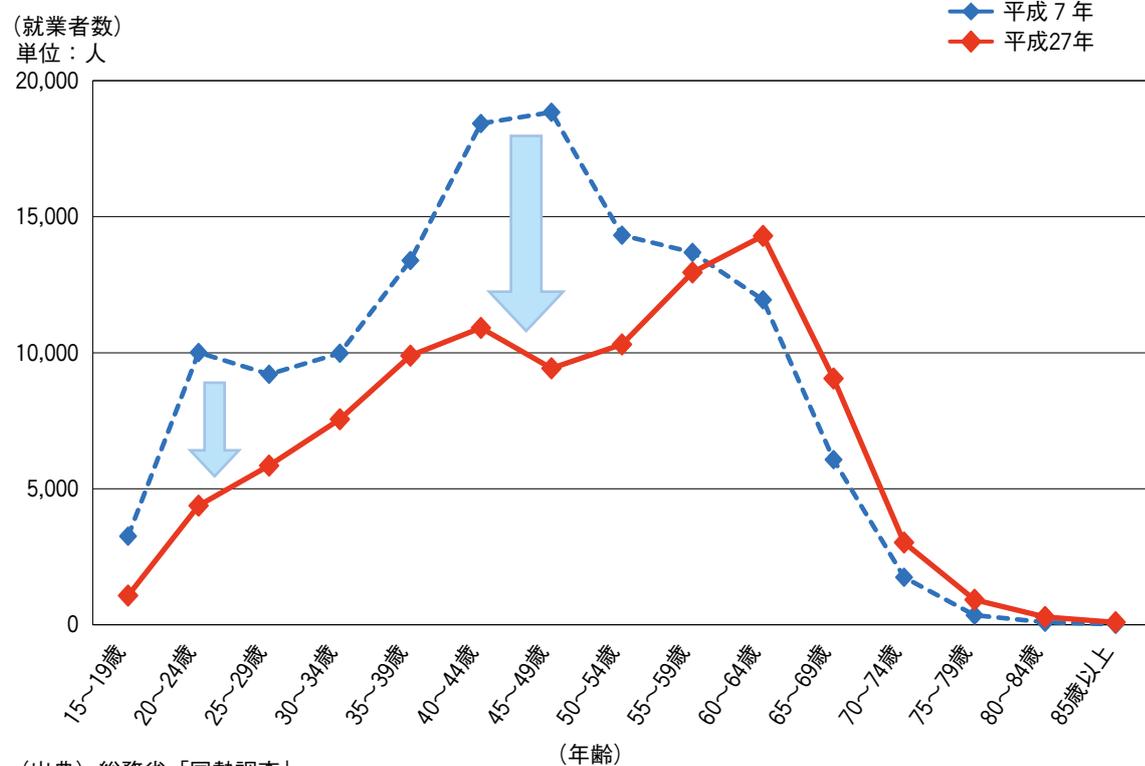
## 福島県の建設業女性就業者数の推移



※折れ線グラフは女性就業者の割合  
(出典) 総務省「国勢調査」

(調査年)

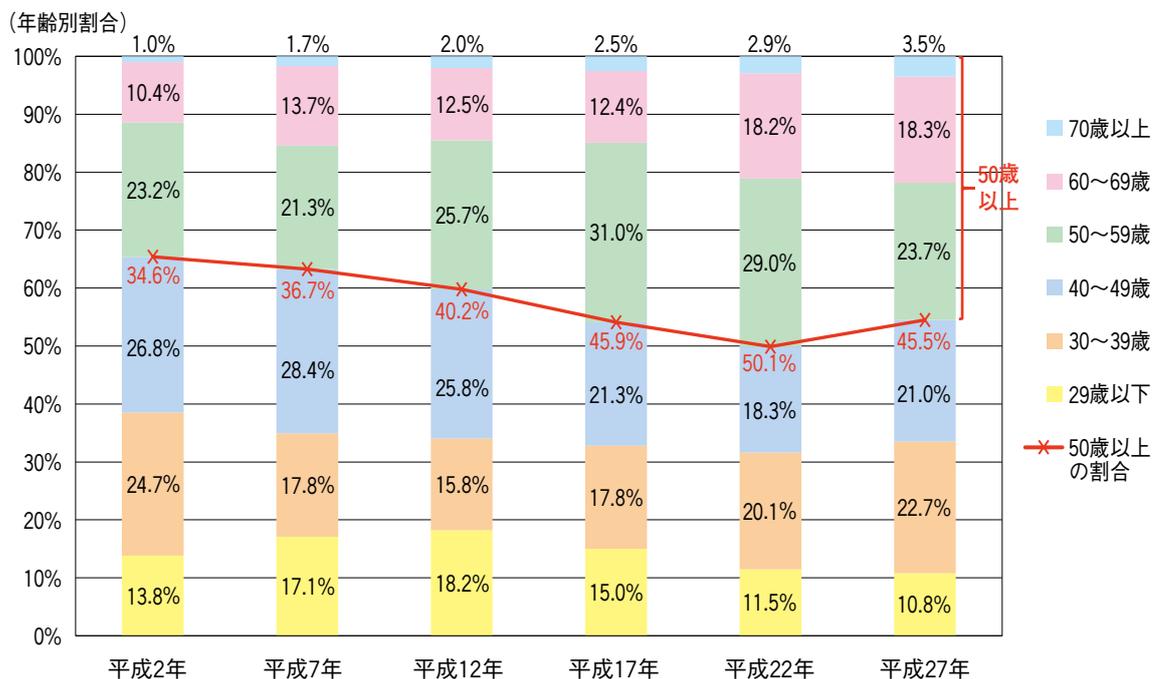
## 福島県の建設業就業者年齢構成の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

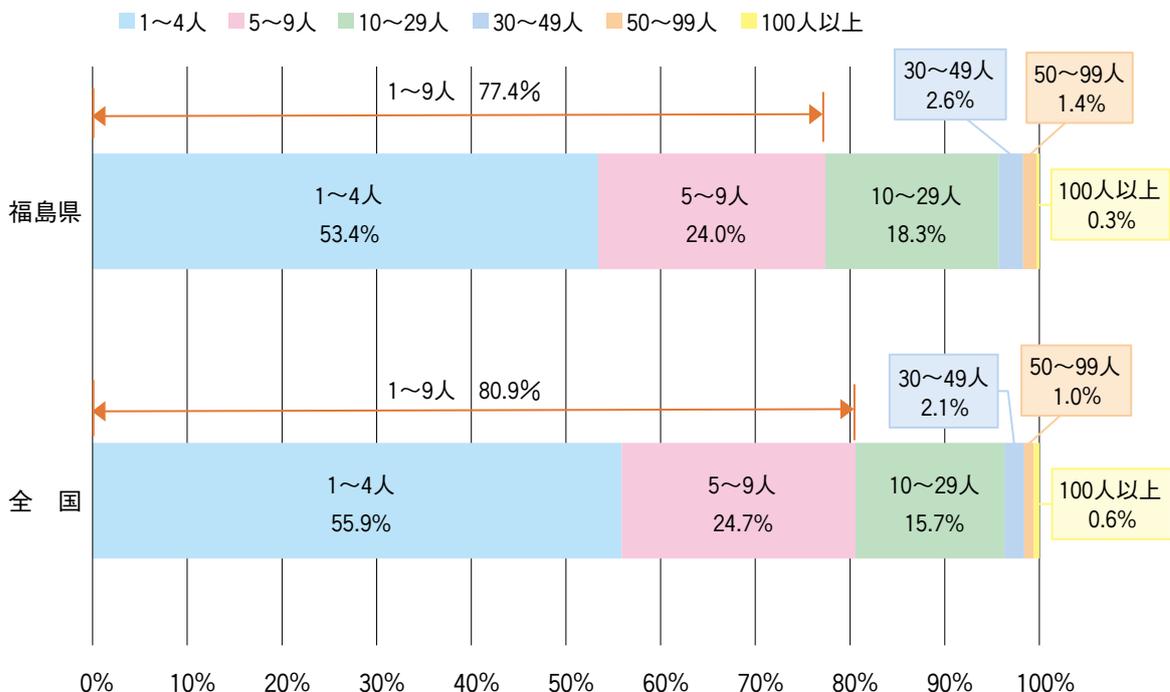
(年齢)

### 福島県の建設業就業者年齢別割合の推移



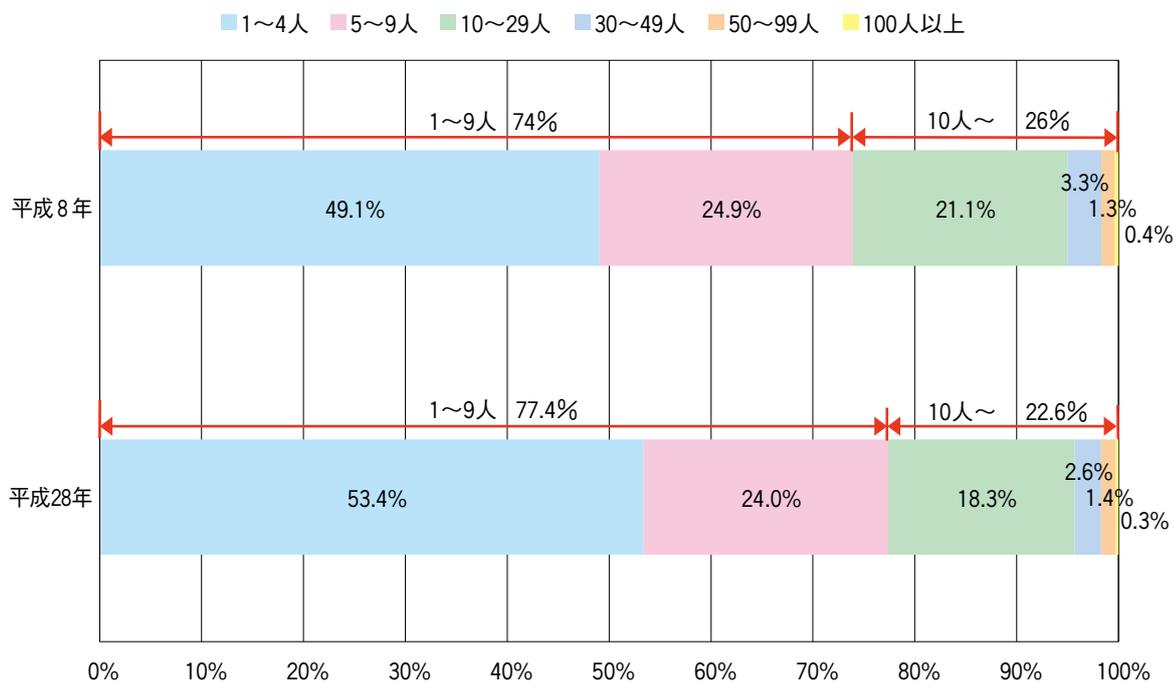
※折れ線グラフは50歳以上の割合  
(出典) 総務省「国勢調査」

### 平成28年建設業従業員数階層別事業所数の割合(全国・福島県)



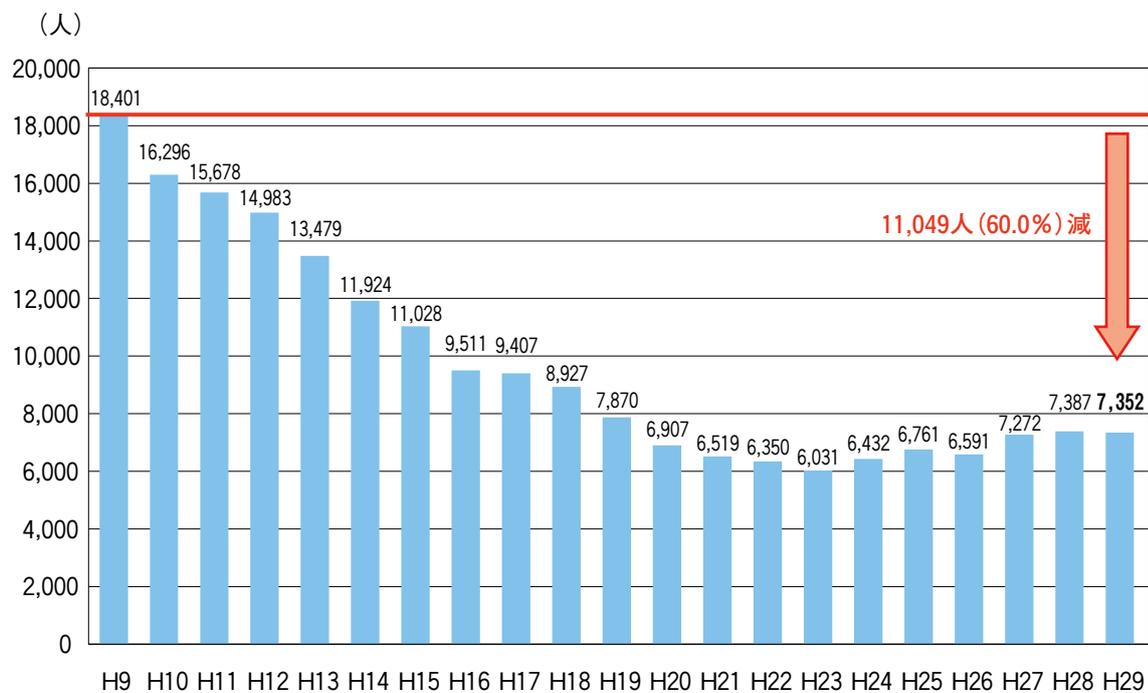
(出典) 総務省統計課「平成28年経済センサス-活動調査」

### 福島県の建設業従業員数階層別事業所数の割合(平成8年と平成28年の比較)



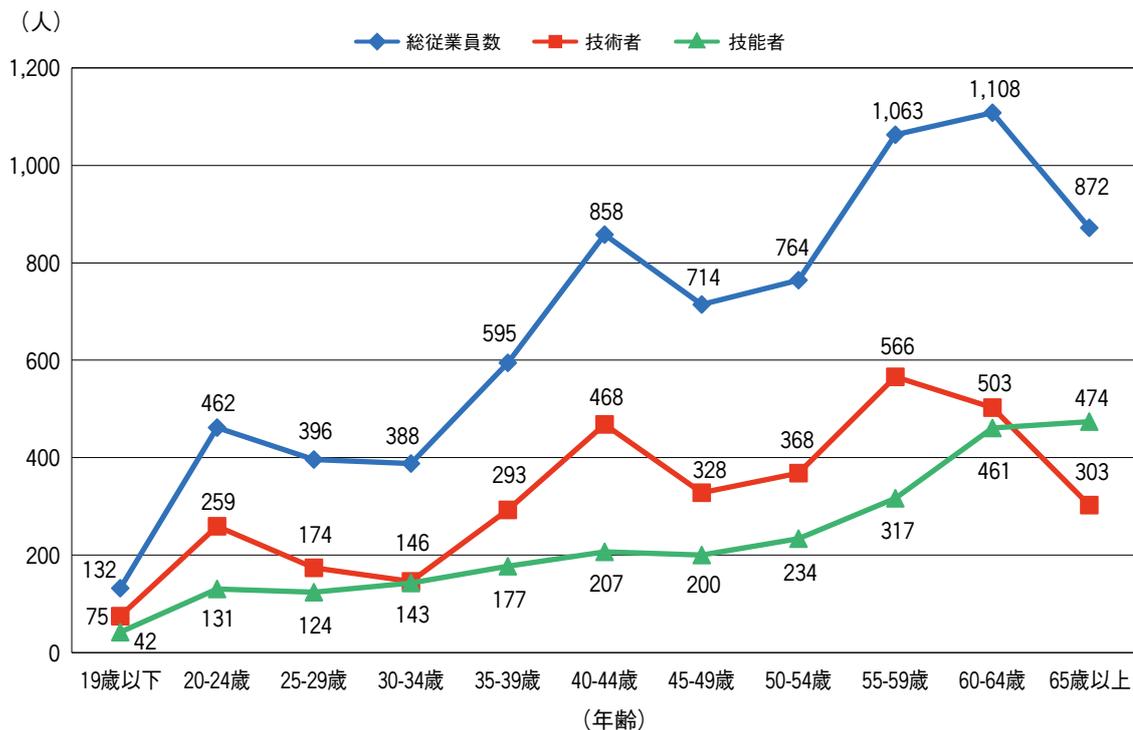
(出典) 総務省統計課「経済センサス-基礎調査・活動調査」

### 福島県建設業協会の総従業員数の推移



(出典) 一般社団法人福島県建設業協会「会員実態調査結果概要報告」

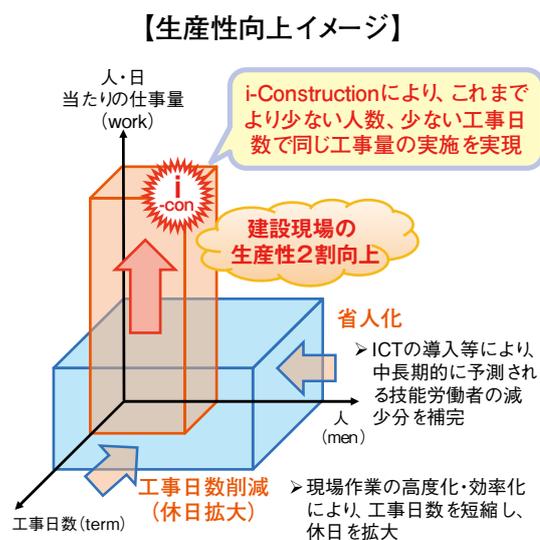
## 福島県建設業協会の従業員年齢階層別の状況



(出典) 一般社団法人福島県建設業協会「会員実態調査結果概要報告」

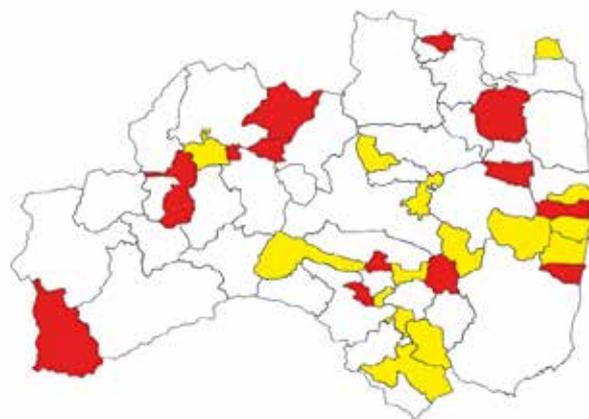
## i-Construction ～建設業の生産性向上～

- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。



(出典) 国土交通省「建設産業政策2017+10」

## 災害対応空白地域(会員企業不在地域)



福島県59市町村(13市・31町・15村)

### 会員企業が0社の市町村13町村(6町・7村)

(市区町村名)

伊達郡国見町・岩瀬郡鏡石町・石川郡平田村・西白河郡泉崎村・河沼郡湯川村・河沼郡柳津町・耶麻郡北塩原村・耶麻郡磐梯町・南会津郡檜枝岐村・相馬郡飯館村・双葉郡広野町・双葉郡大熊町・双葉郡葛尾村

### 会員企業が1社の市町村15町村(9町・6村)

(市区町村名)

安達郡大玉村・田村郡三春町・田村郡小野町・岩瀬郡天栄村・石川郡玉川村・石川郡浅川町・西白河郡中島村・東白川郡塙町・東白川郡鮫川村・河沼郡会津坂下町・相馬郡新地町・双葉郡檜葉町・双葉郡富岡町・双葉郡川内村・双葉郡双葉町

(出典) 一般社団法人福島県建設業協会「平成29年度調べ」

## 福島県建設業協会ビジョン2018

～プライド 70th ふくしまを築く、守る、描く～

平成30年 3月

編集・発行：一般社団法人 福島県建設業協会

〒960-8061 福島市五月町 4 番25号

福島県建設センター 3 F

TEL 024-521-0244 FAX 024-522-4513

ホームページ <http://www.e-fukuken.or.jp/>

Instagram [http://instagram.com/fkk\\_pr](http://instagram.com/fkk_pr)

ポータルサイト “建設チャンネル”

<http://kensetsu-ch.jp/>

印 刷：株式会社 プロセス印刷

TEL 024-559-1991

一般社団法人 福島県建設業協会

